

序

本書の著者虚吼鐵嶺の一生は曩に米國の内地を漫遊して具に人事風

土の實情を調査すること二星霜に及べり、中に就て最も著者の注意

を喚起せしところのものは北米四百五十萬方哩の平野は實に宇内の

寶庫にして其天恩地福世界に冠絶し而も人煙稀薄拓殖の前途極めて

有望なるの一事にあり、而して邦人之に當らんと欲せば今日は實に

その最好時機に屬することまた識者の等しく洞見するところなり、

著者歸來客に接する毎に説くに此事を以てし更に大阪毎日新聞紙上

に於て頻に渡米の勸誘を試みたり、果然反響到るところに現はれ今



二  
や世論噴々として此に傾向し對米移民政策論の如き移民事業革新會の如き移民獎勵會の如き移民金融機關の如き新なる論議と計畫とは靡然として本邦内地に勃興し全國移民業者の如きはこの時運に促がされて同業者の大會を開き前途の刷新策を講究するに至れり、而して有爲の青年諸子にありては大に鵬冀を北米の天地に伸べんとして勇奮既に渡米の途に就きしもの甚だ少しとせず況して今後續々渡米の途に就かんとする人士に至つては日に月に多きを加ふべきは推知するに難しとせざるどころなり、斯くの如くにして北米拓殖事業の機運は今や現に到達せり、若し今日において先鞭を此方面に着する

にあらずんば對外的本邦勢力の開展において千歲噬臍の悔を残すものあらんとす、是れ著者が對米移民を以て刻下の緊急要務となし江湖の注意を喚起せんとする所以なり、坊間渡米の参照に供すべき著書少しとせざるも其の叙事説明の適切にして要領を得たるもの殆んど之なし而して世間有志の人士書を寄せて渡米に關する質問を試むるもの日々益々多きを加ふ、著者筆硯多忙にして一々之に回答するの暇なきを遺憾とす、書肆岡島氏また對米移民事業に關し余輩と意見を同ふするものあり著者に促がすに本書の起草を以てす即ち胸臆に存するところのものを臚列し集めて梓に上ぼす若しうれ對米移民

政策の如き太平洋貿易論の如き對米商工業論の如き或は北米の將來等に關する著者の本領に至つては稿を改めて他日世論に問ふところあるべし

三十五年九月

著者識

渡米のふるへ目録

(一)

第一章	渡米の勸告と、渡米後の成效	一一一
第二章	移民の利益 大隈伯の談話	一一六
第三章	出發準備の事	
第一節	渡航の時期	
第二節	携帶品 船松諸經費	
第四章	出帆	三〇
第一節	出帆前の心得	
第二節	船中の心得	
第三節	檢疫	
第四節	移民監督官の検査	
第五章	上陸	三九
第一節	税關の検査	
第二節	人頭税	
第三節	旅宿	

(二)

第六章 職業

第一節 職業の求め方

第二節 職業の種類

四三

第七章 送金及預金

五〇

第八章 外國旅券の事

五三

附外國旅券規則、旅券下開書式

第九章 移民保護法及渡航許可の事

六一

附移民保護法の諸規定

第十章 移民會社の事

六七

第十一章 合衆國の移民及契約労働に關する諸法律の事

七二

第十二章 大平洋沿岸重要都市概況

八二

附領事館及著名諸團體の所在地

附録

米國の新日本村

九二

位地及び由來

(三)

主産物の利益

土地の買收

新日本村の將來

國民膨脹の實證

アルピン日本人農園

一〇二

農園の成立

農園の第一歩

加州農園の小作法

小作人の増加と下受人

加州の要する労働者

補遺

米國太平洋沿岸實業一斑

一一八

農業

漁業

林業

各種労働

一二九

人夫受買業

紐育に於ける日本人

日本郵船會社瀛船神戸シヤトル間發着表

日本郵船會社米國線船客運賃表

東洋瀛船會社瀛船橫濱桑港間發着表

東洋瀛船會社船客賃金表

乗船の際注意すべき事項

上陸の際注意すべき事項

一三四  
一四一  
一四二  
一四三  
一四五  
一四七  
一四八

渡米のしるべ目録終

本圖は日本米間航路の概略を示すたし

# 渡米の志るべ

相島勘次郎 共著  
佐藤政次郎

## 第一章

### 渡米の勸告と、渡米後の成效

北米合衆國は世界の寶庫で、その天恵地福に富めること歐亞諸國に類を見ざるところである。其内地には各種の事業が多くて人口はその割合に稀薄であるから従つて勸勞の需要が頗る多い例へば下女下男の如きものに於ても五十圓や六十圓位の月給を得ることは誠に容易なことで鐵道工夫をしても一日二圓以上の給金を得るとは極めて平易なことである、米國の物價は本邦よりも高いけれどもその所得の割合に比すれば甚だ低く英語英文を解する能は

ざる他國人も勤儉の二字を守るに於ては一ヶ月二十圓を貯蓄することはさまで困難な  
 ことでない、是は身近の一例を挙げたのであるが若し英語英文を解して相當の教育もあり  
 且つ機轉もさし敏捷に立ち働くとを得るものならば何れの方面に於ても更に一層有望なる  
 事業を發見することが出来る、兎に角米國內地に於ては勤勞に對する需要は極めて多くの  
 の所得も前記の如き有様であるから我が國民にして勤儉貯蓄の氣風に富むものは彼の地に  
 移住して五七年の歳月を経過する間には無一文の日雇人足も相應の財産を有する市民とな  
 ることが出来る、又貧寒の青年も中學大學の高等教育を受けて立派な紳士となることは敢  
 て難からざることであるが勞働者から昇進して現に富巨萬を有し外國人の間に肩幅廣く横行闊歩  
 して居るものや水夫やボーイから順次に勉強して有名なる大學を卒業した日本人も少くは  
 ないが併し之を大體上より觀察して渡米日本人の十中八九が終局の成功を收得すること能  
 はず歐米諸國の人々に比して大に遜色ある所以のものは畢竟するに勤儉貯蓄の美風に乏し

きに原因するものと云ふの外はない、元來歐米人の間には獨立を重ずるの氣風が盛なので  
 此獨立を維持せんが爲めには如何なる勤勞をも辭せず各自の分限を辨へて高きも卑きも勤  
 儉貯蓄を爲すの習慣である日本人にあつては概してこの獨立心と云ふものが甚だ乏しい事  
 あれば他人に依頼することを何んとも思はないのである、それから日本人には僥倖心があ  
 つて所謂濡手で粟と云ふ様な分外の野心を抱て居るものが多い随つて堅忍不拔の氣象に缺  
 乏して居るから着實に勤儉すれば必ず成功すべき充分の見込があるに拘はらず順序を踏ん  
 で終局の成功を收得することが出来ない、日本人には一躍して富豪紳士の列に入りたいと  
 云ふ様な野心があるけれども現今米國有数の富豪として世界に名高いヴァンダービルトや  
 カーチギーやアスターやワナメーカリーの如き人々でもその成功の根據は勤儉貯蓄にあつて  
 堅忍不拔一步一步に順序を踏んで數十年の間次第に昇進したのである決して僥倖や冒險の  
 結果でないこと云ふことを充分に會得せねばならぬ、されば米國では鐵道大王の息子も石油

大盡の親族も貧寒の労働者と同じ様に汗水流して終日勸勞に服して居る、學士や博士の免狀を持つて居る者も前掛をして肉を切つたり鍛冶屋や木挽となつて塵埃の中でせつせつと稼で居る様な譯である」

そこで勸勉力行獨立自尊を重んずるの人々に於ては渡米後の成効は疑を容れない、併し茲に一言せざるべからざるは海外在住の日本人には兎角に懷郷病を起すものが多い滯米數年志業未だ半ばならざるに宿昔の元氣は早く既に銷沈して歸心は矢の如くに起つて來る、是は何れの國民にも多少免れざるどころの弱點であるが日本人に於ては特に甚だしい、何れの方面でも渡米の目的を貫徹せんとならば須らく彼の地に永住の見込を定めねばならぬ、若し永住の見込を定むることが出來ぬとならば少くとも十年の星霜を豫期せねばならぬのである、僅々三五年の短日月を以てするの目的を成遂し錦衣郷に歸らんなどの希望を抱て渡米するものあらば十中の八九は失望落膽に終るものと豫言することが出来る、然るに現今

の在米本邦人の多くは此くの如き覺悟がない多少の貯金でも出来るか學位でも得れば早速に歸朝したいと云ふ仲間であるから到底最後の成効は覺束ない、要するに従來の渡米者が成効することの出來なかつた原因の一は彼等に勸勉獨立を重んずるの氣風が乏しかつたのと又一は永住の覺悟がなかつたためである、獨り個人的の移住事業がこのために失敗したのみでない本邦人の企畫した會社の移住事業の多くが失敗に歸したのも當事者に此定見がなかつたためである、それで一個人でも一會社でも上記載した如き覺悟で渡米後の方針を實行するならば何れの方面に於ても事業の良成績を得ることは疑を容れないのである、その中でも農業は日本大多數の移住民にとりて最も有望なものである、米國の大平洋沿岸には日本農民の移住して居るものが頗る多い、既に日本村の出來て居る地方もあつてその所得も莫大でなか／＼盛んなものであることは一般に隠れないところである此他合衆國の中央部地方は云ふまでもなく南部北部地方に於ても將來開墾を要すべき土壤肥沃の山林原



野は實に廣漠たるもので是等は何れも日本人民の拓殖をなすべき恰好の場所である、而して此の如き地方に於ても諸鐵道が既に縱横に貫通して居るのであるから運輸交通の利便は未開地の割合には頗る行届て居る、そこで世界諸國よりの移住民は此地方を目掛けて毎年陸續として入り込みつゝあるのであるから若し今日に於て日本國民が此等の未開地方に拓殖移住の先鞭を着せることをせぬならば彼等は着々歩武を此地方に進め十數年を待たずして殆んど餘地を残さざるまでに至ることは疑ないのである、此の如き次第であるから今日には實に日本人が米國に移住の根據を定むべき最好機會である特に最近日英同盟の成立したのは米國に於ける日本人民の拓殖事業に對して間接に少からぬ後援を與ふるであらうと思はるゝから我が邦人は今日に於て一個人として彼の地に移住することが極めて得策であると同時に日本の富豪家及び着實にして信頼すべき實業家が續々移民事業を計畫し勤儉善良なる日本人民を米國內地に移殖せしむるとに盡力せんことは吾輩の切望に堪へないところ

である北海道や臺灣の新領土にも内地の人民を移住せしむべき餘地は少しとせんが我が國民の如く世界に冠絶せる繁殖力を有する人類に取ては到底日本の小天地のみを以て我が同胞萬般の需要を満足する譯に行かないのは分り切つたことであるから海外に恰好の領土を求めて多々ますゝ拓殖移住の計畫を擴張せねばならぬ、此の如き次第であるから對米拓殖の事業は實に刻下の緊急要務で而も最好機會でまた實に前途有望なるものである、勤儉善良の日本人は宜しく永住の目的を定めて太平洋の彼岸に勇往猛進すべきである、青雲の志を抱て折角渡米した日本青年輩の多くが兎角にその目的を貫徹することの出来ないと云ふ譯はその意思に於て既に堅實正確を缺てをるためである、無主義無定見で臨機應變にその所見や目的を變更して彼是してをる間に宿昔の元氣は何時しか消磨するのである、それで渡米の當初には至極堅實に勉強をしてをるけれどもすこしく彼の地の事情に慣れて米國の天地到るところ生活に困難ならざることを看破するときは何時となく堅忍克己

の美風を失ふて放逸無頼の傾きを生ずる且つまた米國では金錢を儲けることも容易なだけに金錢を費消せしむる方法もなかく甘く出来てをるから一朝堅忍克己の美風を失ふた青年輩には到底打ち勝ち難き誘惑が續々と現はれて来る、米國の東部では従来日本の青年と云へば一般に氣受けが善いので少し氣の利た日本人は米國の市民よりも高い給料を受くる位に世間から愛せられてをつたのであるが近頃は大多數の日本青年に墮落の傾向を生じ追々にその聲價を失墜しつゝあるのは誠に残念な次第である、けれども米國の東部地方にある日本青年はその數もさまで多からず且つ十中の八九までは相當の教育を受けたものであるからその墮落は未だ甚だしきを極むるに至らないのであるが西部地方太平洋沿岸に至つては在住日本人の腐敗は實に一驚を喫する許りである、先づ 桑 港シヤートルを始めとし太平洋沿岸の此處彼處に在住してをる日本人の總數は合計二萬人内外に達するであらうと思はる、この中で勤儉善良で眞に日本人の体面を維持してをるものは晨星の寥々たる如

き有様である、大多數の日本人は残念ながら無主義無定見で亞米利加に行けば何にか面白いことがあらふと云ふ様な漠然たる了見で出かけた者のみである、放逸無頼で教育なく徳操なき破廉耻漢も少なくない暴飲暴食を事とし喧嘩口論を常とし詐欺賭博を行ふて平然たる者もある、甚だしきは云ふに忍びず筆するに忍びざるの行動を敢てして米國官民の厄介となれる日本人も珍らしくはない、而して日本の事情に精通せざる外國人の眼から見ては玉石を區別することが出来ないから苟も日本人と見れば悉く皆不義不徳の醜類の如く一概に之を擯斥する、その傍杖を受けて何の謂れもなきに善良なる日本人までも怪しからぬ迷惑を蒙ることがあるから此邊は渡米者が最初から注意をして居らねばならぬ、序でながら同胞兄弟に一言して置きたいのは姿勢と服裝の件である、吾輩は沐猴冠のハイカラ主義を養成するものではないが大多數の在米本邦人が姿勢服裝に就て餘りに無頓着であるために不利益の位置にあることを報告してその注意を促がしたのである、歐米諸國では服

装姿勢と云ふには非常の重きを置き之に依りてその人物の如何を卜することとしてをる。小學校に通學する六七歳の子供でもその父兄が十分に容喩して容貌服装姿勢に注意せしむる習慣で例へば家族一同食卓につかんとするの場合に於て、もしその子供の頭髪が散亂してをるとか衣服が整然していないとか云ふ場合には嚴重に之れを叱責して決して食卓に就くことを許さない、それで子供でも起床後は毎朝頭髪を梳り靴を磨き鏡に對して服装姿勢を正すことを日課としてをる。それから米國人などは自分の店員とか下女下男の類を雇ふ場合でも同様でその主人たり主婦たるものが志望者と接見する場合には志望者の頭から足の爪先さまでを篤と注視し姿勢服装等に申分があれば決して採用せぬ自分の服装や姿勢を正すことすら出来ない様なものは到底他人の業務を擔當する資格はないと云ふ鑑定の下に斷じて不採用を宣告する、服装と姿勢はその人の紳士たるを然らざるを區別する第一の資格としてをるのであるから渡米する日本人などは日本流の無頓着を米國にまでも持つて行

96  
117

かぬ様にして注意をせぬと瑣末なことのたぬに非常な不利益を招く様なことになる、而るに目下在米の日本人中には此點に注意するものが少いために兒童走卒の輩にまでも頭をなみに見縛られる様なことになつて居る、服装姿勢既に然りその人物また推して知るべきのみと頭をなしにされて善良な人物もその眞價を認められないのは誠に遺憾なことである。渡米諸君と郷に入つては郷に従へ

## 第二章

### 移民の利益 (大隈伯の談話)

北米各地における日本人中には何所にも若干の墮落分子あるに拘はらず彼等が大体におい

て既に成功の途に進み、多数の富有者を出し、種々の公共機關（権利伸張、勞働、教育、慈善等の團體を指す）を有し隠然一社會を形成するまでに至つたのは、日本人種が海外に出で、能く人種の競争場裏に繁殖し得べしとの予が素論を確むるを得て、愉快禁する能はざる所である。夫我が民族特有の長所たる手先の業に至つては、宇内廣しと雖も、他に比肩すべき人種が無い、否啻に手ばかりでない、眼力が強くて、能く精巧緻密な技術を施すことは、殆んど驚歎すべきである。頃日東京女子美術學校で、生徒の作品を一覽したのに、創立以來僅に一ケ年の短時日なるに、其進歩實に驚くべきものがある、就中刺繡の如き、一見殆んど油繪かと思はるゝものがある、此鋭敏巧妙な手と眼との特長所は何等の職業にも適せざるは無く、此眼と指との力を恃みとして、續々海外に膨脹し行かば、向ふ所に敵は無い、斯くて到る所に定住して、次第に獨立の事業を經營せば、一代若くは二代の後には必ず其成績は見るに足るものがあらふ

人或は勞働者の海外に出で行くを以て國辱の如くに考ふる者があるが、これは海外移民の何ものたるを解せざる愚者の言である、北米大陸移民の歴史に徴するも、本國より充分の資本を齎らして、上陸後直に大事業に着手したものは甚だすくない、彼等は殆んど皆な始めは無一物の移民であつた、見よ今日米國に於て數億萬の富豪たるロツクンフェラーの如きヒルの如きカーチギーの如き、モルガンの如き、乃至はスタンフォードの如き、皆な無一物の渡來者で、カーチギーの如きは、其小兒時代には、矢張り鐵工場に於てコック、鐵槌を使ひたる職人であつた

人口過多、勞銀低廉で、下層人民の生活難は年々に切迫し來らんとする我國に於て、海外移民のことは政治家たる者の腦中常に忘るべからざる大問題である、今日に於てすら彼等が本國に送つて來る金は一ケ年一千萬圓以上に登り、之に伴ふ食料其他の輸出の利益は莫大なるものである、これ實に最簡便の外資輸入法で、而かもこれ純利にして他の貿易賣品

の利潤の如きものでない、且つ是れに由りて下層人民の状態を改善するの益は、國家治安策の關鍵たることを知らねばならぬ

尤も北米合衆國は、其の政体上労働者の勢力強く、加ふるに野心ある政客之を煽動して時に移民排斥運動を生ずるともあるが、深く其真相を観察せば、彼等に何の根據もあるのではない、特に彼國の識者及び事業家は、白人労働者に比して温順堅忍な日本労働者を歓迎せる證據は歴然たるものがある、斯る一部分の嫉妬的虚聲に聞き怖ぢて、匆惶移民の渡航を抑制し、國民の爲に折角の利源を杜絶するが如きは、轉た外交家の技倆を疑はざるを得ない、物を賣て利を得るに過ぎない通商貿易上の利害すら、今日世界外交上の第一問題なのに、況して國內に剩れる人口を移植し無資本を以て數千萬億の巨利を國家に注入するの見込ある移民政策を、事勿れ主義の犠牲に供するに至ては、予は政治家の心得を解するに苦しまざるを得ない由來交親國との國交に平素禮讓の必要なのは勿論であるが、若し一

朝國家の利益と威權とに關係あるに於ては、一步をたも假さずてふ意氣込がなくてはならぬ

然らば如何にす可きか、他なし一面は政府の當局者をして、從來の畏縮政略を放擲して積極の方針に出でしめ、而して一面は民間に於て、志ある者を糾合して、大に太平洋移民問題の攻究をなして役人的ならぬ眞正の調査探究に従事すると共に、一の正直なる大移民會社を起して、國家的利害より打算して親切に移民の世話をなすにある

從來存在せる移民會社は概して食人鬼の輩であり政治的破落戸の惡計機關たるものが多い彼等は種々の惡策を以て可憐なる出稼労働者の膏血を絞り之を政治上の惡德運動に使用したる者であつて、實に憎ても尙餘あるとである然れども騙る者は久しからず、不義の富貴は浮雲の如く、彼等政治上の破落戸も追々尻尾を出して屏息し始めれば、今にして我國移民事業の一大刷新を施すには好個の時機といふべしである

もるに以上の如き機關を組織して、政府當局者と共に歩調を揃へて、大に海外移民を奨励し、特に世界中勞銀の最多額なる北米西部沿岸の地方に對する我國移民策の面目を改善せねばならぬ

### 第三章

#### 出發準備の事

身分により職業により着米後の目的により又渡航の期節に依て準備もろれく別にせねばならぬのは勿論であるが此書之目的は下等船客を標準として、その手引をするのであるから其等に適當する準備に就て記すとした

#### 第一節 渡航の時期

渡米をする人は季節といふ事に深く注意せねばならぬ、なせなれば季節に依ては、さすかの太平洋も太平洋どころか、中々波風が荒いのである、昔しから船乗は二八月といつて舊曆の二月八月を危険の時期としておくのだが經驗家の説によると太平洋の最良航海時期は新曆五月から九月までの間で冬季は一般に不穩であるといふ事である  
次は時期に依つて着米後に職業を得る難易がある、此事に就ては虚吼子嘗て大坂毎日新聞紙上に左の如く記したとがあるが参考のため援萃して見よう

渡米は夏がよい、何故夏は好都合かと云ふに四月上旬から百姓仕事忙しくなるので純然たる紀州の百姓廣島の勞働者は勿論のと、書生連もわれ勝ちに稼ぎに出掛るので冬季の間意氣消沈してをつた在留日本人の多数は大に勢ひ付く譯で吾人が上野嵐山吉野の櫻に浮れ出す頃は丁度彼等が旅装を整へて地方稼ぎに出掛る時で今年こそ大に稼で宿昔の志を成してやらうと云ふ念慮の誰れにも湧き出る時節である、仕事は櫻の實を探り

豆を摘む等が抑もの序開で地方出稼ぎと云つても極 桑 港近くに居るのであるが桃、李、あんづ、葡萄となり苺となりハツプス摘みとなり砂糖大根曳きとなるまでにはそれからそれと場所も變り都會からは遠くなり時候も非常に炎熱で水の悪い場所もあれば馬小屋の様な所に寝ねばならぬ時もあるので辛抱まくれの書生は行きついて仕舞ふので病人なども中々出来るが金になるとも亦非常な者で今日は三弗明日は五弗と云ふ稼ぎ高である、労働は規律的だから不規律なきまゝりに働き慣れた日本人には餘程の痛苦を感じるのみならず一種の地方病があつて身の攝養に就て無頓着な日本人を無遠慮に襲ふのである、それが爲め稼ぎに行つて却て借金を製造しかまけに病氣を求めて顔色憔悴で歸つて來るものもある又此稼ぎ時を當込で地方稼ぎをする賭博師に取られて仕舞つてはうくの体で歸るものもある故に渡米した許りの人は地方へ労働に出るとしても体力に鑑み氣候に注意し且つ賭け事などには一切手を出さぬ様にして夜間と日曜には先輩の書生から

英語の一つも教はる様にするがよい而して此仕事盛りまた金の取れ盛は七八九の三ヶ月だ行く者なら四月頃から九月までがよいと云ふ所以は即ちこゝだ、尤もこれは上陸したら直ぐ稼ぎに出る時の事を想像して書いたのであるが、よし地方稼、即ち農業に出ぬとしても夏季が一番好都合だと云ふ者は前述の通り書生共が皆地方へ出で行くから 桑 港とかシヤートルとか云ふ都會はからになつて仕舞ひ、スクールボーイや給仕人や其他日本書生に適當する家庭仕事の口が澤山出来る、即ち人少なの口澤山と云ふのだから、平生なれば英語が能く出来ねば使はぬ、奇麗なボーイでなければ氣に入らぬ、夜間外出するのはイヤだ杯と我儘を吐かすカカアドンも平身叩頭の有様でどんなでもよいから一人送つてくれと云ふ様になる即ち英語も知らず風俗も鄙びた氣の利かぬ如何にも陰氣なクリンボーイでも相當の口にあり付くのである、陽氣活潑で禮儀作法の心得があつて英語が分つて高いカラーを掛けて頭髮をチャンと真中から分けてもみあげを刺つて居ると

この所謂チャキチャキ連が歸つて來ぬ中が新入者の付け込み所だ(五月十九日紙上)  
尤もこれは書生を目的として書た者であるから農業に従事し又は鐵道人夫にならうと思ふ  
人は何時行つても善いような者でもある、唯注意すべきは鐵道によつては冬は積雪のため  
仕事の出來なくなるのがあるから、人夫に雇はれる前に能く其邊の所を確むべきである、  
或は曰く冬季は海上も荒く働口亦得やすすくない傾きはあるが廣き米國の事も勞苦を厭は  
ぬ積りならば何なり糊口の道はあり、夫の四五月より八九月の候、所謂好時期に際し多數  
の日本人綴々渡米する時は上陸に際して移民官の調査も六ヶ敷、日本政府が旅券を下附す  
るにも嚴重を極め、流行病に對する衛生上の取締も亦冬季の比ではない、旁以て人の餘り  
行かぬ時に行くのが最良策である、何に一ヶ月も遊ぶ積りなら、働口の見當らぬためしは  
ない、のみならず其一ヶ月の下宿料の如きも亦どうにでもなる所が即ち米國の米國たる所  
以だこれ一理ある説である

次に大學其他學校に入る目的の書生は働くと働かざるに論なく夏の始めに渡航して九月  
乃至十月から開始さるゝところの新學年の準備をして居るもよく又働く者なら農作等に從  
事して多少の學資を作るもよい、着米した年などは案外好運な者などは實驗家の毎度いふ  
所である、且つ最初渡米の年に勞働の神聖を知り獨立生活の味を知るといふ事は將來の成  
効に大關係があるのである

第二節 携帶品、氣船、諸經費

渡米するには何が入用であろうか渡米者は何を携ふべきであらうか、これ實に必要なる問  
題の一であつて渡米をなさんとする人の必ず提出する疑問である試に必需品を擧げて見よ  
うか

第一 忘るべからざる者は旅行券である、法律上の解釋からいふと此旅行券は旅行先きの  
保護の保證で決して渡航を許すといふ手形ではない然し、唯今では取締の必要上旅行券が



渡航許可状になつて居るから實に大切な品で、船の切符を買ふにも上陸をする時にも、船中總ての検査に對しても役に立つのである、故にこれは上陸までは肌身を離すとは出来ぬ(旅行券下附の手續は別に記します)

第二 乗船切符は出帆前日又は當日に發賣するを例とするが乗客が定員に満ちたからといつて謝絶さるゝとがある又そんな風説を流布して其間奇利を博する者があるからこれは前より注意して瀛船會社へ數日前に申込をなすがよい、勿論瀛船會社の方で瀛船宿の手を経て來いといへば之れに従ふもよいが決して悪い瀛船宿の手に掛つて一便おくれ次便を待たねばならぬ様な事のない様にすることがよい、又切符を購ふ際に何處で買ふと廉いとか誰れに周旋して貰へば何割引になるとか或は一船おくれ次便の外國船に乗れば半賃だとかいふ様な、随分人の慾心を動かす説が行はれ瀛船宿にもそんな事をいつて人を惑すのがあるさうだがこれは斷然排斥して自分が乗らうとする船に乗るがよい、兎に角此切符は携帶品の

重要な者であるからこれも大切にせねばならぬ、次に日本船に乗るがよいか、外國船に乗るが善いかといふに日本船でも船長や事務長などには西洋人が用ゐられてゐるが其他の船員殊に料理人とか給仕人とかになると悉皆日本人を使用するが外國船は支那人を使用するので食物其他取扱上に非常の相違があるのみならず英語の分らぬ者は種々の不便を感じるから矢張日本の船に乗る方が便利である  
日本船といへば東洋瀛船會社の 桑 港行き郵船會社のシヤトル行きの瀛船をいふのであるが兩會社の分ども長崎からも神戸からも乗込ことが出来る尤も米國へは横濱から出帆するとなつて居る、即ち以上二大瀛船會社の船は米國と香港の間を航行する者なるがゆるに米國から横濱、神戸、長崎を経て上海香港に至り、歸りに又長崎神戸等を経て横濱から米國に出帆する譯になるのだから米國へ渡航せんとする者は歸航の時に紐込むのであるがこれを知つて居つて新聞を見て居ると何船は香港から何日に神戸若くは横濱に入るといふ

事が分るので米國出帆の日取を前々から定めておくことが出来る又賃金は時々變更するが兩  
會社現今の船賃は下等が大抵六十圓内外である(挿入船賃表参照)尤も郵船會社の船に乗  
つても桑港の方へ行けぬとはいないが英語の出来ぬ者などには其中繼ぎの場合に於て種々  
の不便がある

第三は金子であるがこれも書生と百姓では自から別でなければならぬ、だが極必要な者  
は船賃(下等六十圓)上陸金(六十圓)仕度料(三十圓より五十圓まで)準備金(四十圓)位であ  
る、而して右の中で説明を要するのは上陸金であるが下等船客に對しては何人を問はず移  
民の取扱をなすが、米國の法律で有から下等に乘つた者は上陸の際是非とも移民監督官  
の検査を受けねばならぬ、隨て此上陸金といふのは検査官に見せねばならぬのだから此金  
は如何なる事情があつても上陸までは一文も使用することは出来ぬ、序に説明しておくが  
なせ三十弗(日本金六十圓)を米貨に換算したる額(持つた人でなければ上陸を許さぬかとい

ふに一文なしを上陸させるのは國の安寧上危険が多いといふ主意から出たらしい  
仕度金 何程と概算を立てるとは殆んど六ヶ敷ことであるが米國上陸後和服で市街を歩く  
とは日本人は仕ない事になつて居る、又一人も和服で外出する者はないのだからドンな洋  
服でもよいが兎に角一着買はねばならぬ、又靴帽子シャツの類も入用であるが書生でもあ  
れば格別働きに行く人などは決して善い物には及ばぬ、又洋服は袷服なれば春夏秋冬用ゐ  
らるゝので夏服の冬服のと區別をして持参する必要はない  
準備金は船中で使用する小使、横濱や布哇等で使用する費用であるがこれは節約さへすれ  
ば十圓でも足りるであらう、尙ほ船中で金が足りなくなつて困る時は同船の人から借りて  
辨じてかいて上陸後、上陸金で支拂はよいのであるから準備金即ち小使錢を澤山所持する  
必要はない、上陸金といふのは前にも述べた通り上陸の際移民監督官に見せさへすれば役  
は済むので官吏の方へ預かれて仕舞のでも何でもない

尙記しておくのは金子兩替の事であるが出帆前に正金銀行(横濱)本店或は神戸支店に於て上陸金は勿論準備金一切を米貨に換て仕舞がよい、但しこんな事は漁船宿に於て周旋の勞を取つてくれるから自からなす必要はあるまい、尤も日本船に乗ればボーイに心付けをするとか船中で買物をするには日本貨幣で差支はないが布哇等で陸上の物を買はんとせば矢張米貨でなければならぬから其積りで適當に兩替をしておくがよい、これも注意の一であるが米貨には一仙(銅貨)五仙(ニッケル)十仙(銀貨)二十五仙(銀貨)五十仙(銀貨)一弗(銀貨)五弗(金貨)十弗(金貨)等があつて丁度日本貨幣の倍の價格になつて居る、例へば五仙は日本の十錢、二十五仙は五十錢のとであるから船中などでは勘定を間違はぬ様にしなければならぬ

貨幣表は別項の如くであるが夫の二十五仙の事を四分一といふ人があるこれは一弗の四分の一即ち二十五仙の事であるがカリホルニヤ州には一種の別名があつて二十五仙をツービ

ッツといふこれは日本ならば一朱二米といふ様な者であろうが農民などは盛に此の稱へ方をするから二十五仙をツー、ビッツと覺ておくのは便利である、またツービッツから推して五十仙をフオーワビッツ、七十五仙をシックスビッツと稱へて居る

紙幣は一弗、二弗、以上數種あるが、カリホルニヤ州などでは金銀貨ばかりを使用して東部諸州の様に紙幣を流通しないのみならず日本人などが紙幣を持つて行くと何となく怪む様の傾きがあつて不愉快でならぬから日本で兩替をする時には金銀貨と換算すべきで有て米國紙幣は取らぬがよい又小銀貨を取る時にはカナダ、メキシコ、布哇等の分が交らぬ様念を推しておくべきである

第四は衣服雜品であるが洋服は仕度金の部で演た様に袷即ち着たまゝでよいが外套(二重マントにあらず)を携帶せば好都合である帽子は夏でも羅紗の中折がよい(カリホルニヤ州にては麥藁帽子は働勞者などは被らぬ)靴も穿たまゝでよろしく豫備として携

帶すべきは靴足袋である、これは日本の方が廉く又米國では朝から晩まで靴を抜ぐといふ事が無から上等の物には及ばぬとして半ダース以上白シャツ二枚メリヤス類の下着シャツ二枚位を持参し船中では折襟のメンフランテルのシャツでも着て居て上陸の時清潔な白シャツを着る様にしよう、日本手拭二本ハンケチ半ダース、靴墨、靴刷毛、櫛、鏡、剃刀、シヤボン、齒磨道具、ナイフ、ブリキ盥、麻裏草履、毛布一枚、寝巻一枚は必需品である、デ日本服は殆んど携帯する必要はなからう、またブリキ盥は下等船客は是非ともなければならぬ物である、而も其効用の如きは乗船せば直に分る

第五 船中の無聊を慰むる食品であるが船中は随分退屈する者又船の食物では意に満たぬ事もあり船登の結果飯の食れぬともあらうから菓子、いり豆、罐詰、菓物などを携ふるとは悪くはない、即ち候別に菓子でも貰つたら捨てる積りで持ち行くべしである

第六 書籍は船中の慰みと着米後の讀料との二つに區別して話さなければならぬが要するに持てるだけ持つた方が後日の便利であると思ふ

第七 藥品も必要であるがこれは寶丹、千金丹、清心丹、清快丸位の所でよからう、船中には醫師があるけれども船登をする人は胃の薬とか船に酔はぬ薬とかいふ類を携ふるがよい

第八 紹介状これに依頼するとは決して出事ぬが持つて行く方が持たぬよりは便利がある然しながら紹介状のないのを大層苦にするのは愚の至りである、畢竟は米國の事情を知らぬからであるが日本人の基督教會なり、佛教青年會なり縣人會なり其他の下宿屋、宿屋へ行けば相當なことはしてくれるので決して案ずるには及ばぬのである

第九 學問を目的とする書生にして卒業證書のある者はこれも持参すべきである因に荷物に入物は柳行李が一番よいようだ

### 第四章

#### 出帆

##### 第一節 出帆前の心得

下等船客に對しては船に乗る前に警察官が身元調べをするから渡航者は旅行券に書てあるところの年齢職業目的等を充分記憶しておかねばならぬ此調に際して怪しい事があると渡航を差止られたり目的とする船に乗れずに仕舞うようなことがあるから能く注意すべしである、服装の如きも出来る者なら成るべく奇麗にするがよい、船中では無論に和服を用ゐてよいのであるが乗込む時と上陸の際はチャンと洋服に着替へて人品をこしらへなくてはいかぬ、これは上陸の難易にも關係する問題であるから一入心すべきである

横濱出帆は大抵正午であるが其前日に検疫があり出帆當日は荷物を船に運ぶ必要もあり氣

船宿は上中等船組のお客を本船に送り見送の人にはしげを供する等中々混雑するのであるから下等船客などは早くから用意をして他出なせぬがよいさうすると船宿の方でも便利であるが少しにても早く乗る方が自然善い場所を得らるのである、又時節に依ては出帆前五日間位の消毒検疫のあるところがあるから一週間前から宿に着て居るがよい携帶品即ち柳行李は船宿で始末をしてくれるけれども小荷物などは成るべく一括にして間違のない様に機敏に立ち廻はつて善き寝場所を得べきである、且つ船は大抵暴れる者と覺悟を極め荷物なども船室に持ち込んで柱へでも結び付け雨が降つても船が揺つても先づ以て荷物が破損したり或はまた濡れたりする様な事のないように注意し寝場所には特に心を用ゐべきである勿論下等船客の席に善い場所はあてがはないがそれでも所を得たのと然らざるとは大層な損徳であるから席の撰定は能く注意すべしであつて船に弱い人などは深く此點に思慮を廻らすべきである

### 第二節 船中の心得

何時如何なる風難があるかも知れぬのだから船に乗り込んだが最後救水囊の所在などは知つておかねばならぬ、又船に乗つた以上は二週間餘にして必ず米國に着くのであるから、船中にある時から既に米國に着た積りで規律を守り、船員の命令忠告に服従し、携帶のブリキ壺を出して枕頭にかき豆の皮とか紙屑とかいふものはこの中に入れる様にし決して滄汁を四邊に吐かず水は船中は大抵不足の者であるから其使用を慎みたましく嘔吐を催すことがあれば例のブリキ壺の中になす等成るべく他人に迷惑をかけぬ様にし第一に清潔を旨とし浪穩かなる時はつとめて運動をすべきであるがさればといつて大聲を發して船量者を苦める等の事なく又船中衛生の検査其他船長事務長等より甲板に召集さるゝ様の事があれば威儀を作りて不体裁の舉動をなさず乗組外人等より支那人同様の輕蔑を受ける様な事のないようにせねばならぬ

英語の心得がある者は船中では必死に日用語學の研究をなすべきである 試に一日十語を記憶するとして十五日には百五十語覺ゆるとが出来るが暗誦した百五十語といふ者は上陸の後は非常な便益を得るのである

### 第三節 検査

横濱出帆の前日検査があるがこれは携帶すべき荷物を蒸すのと身体を湯に入れる位の事であるから意とするに足らぬ船中には醫師が乗組で居つて毎日若くは隔日に下等船客を甲板上に並べて或は脈を診たり或は其他の方法に依り健康診断をなし其都度豫て渡されてある所の衛生検査にしろしをして呉れる浪荒れ船助揺して甲板に出るとの出来ぬ時は寝て居る所へ巡回をして来て矢張検査をしてくれる、布哇に着くと布哇移民廳の醫官が出張して前同様の診断をするがこれには往々嚴重なのがあるがこれ以て別に無理な事はしない、次は上陸の検査であるがこれは場合に依ては非常なる難關で日本に惡疫が流行するとか或

は米國在留の日本人支那人等に傳染病でもあるか、左なくとも大統領其他議員選舉の前などに當て白人勞働者の御機嫌を取る必要のある時分は此上陸檢疫を一層嚴重にし何とか彼とか理屈をつけて一人づゝでも上陸を拒まうとするかの様に思はるゝとがある、故に船中ではつとめて攝養をして決して疾病に罹らぬ様に心掛ねばならぬ

檢疫は船が金門灣(桑 港)に入港して後下等船客或は中等船客(これは大抵の場合船中にて檢疫す)を小蒸氣船に移して桑 港灣内の一小島エンヂエルアイランドといふ所に上げる手荷物一切も同じく此檢疫所へ運ぶのであるが檢疫の目的は下等船客にあるのだから之に接待せし者はボーイまでも檢疫さるゝのである、又船の方の消毒は上中等客は既に無事上陸し下等客の檢疫所に送られた後でするので此方の清潔法も随分周密である

扱て乗客檢疫の方法はどうかといふに同島に上陸するや否や檢疫官の指揮に因て自分の荷物を自分で解きこれを甲乙二種の金網籠に入れるのである、甲は即ち非常な熱を加へても

損傷の患なき物乙は即ち餘り高度の熱を加ふる必要のない物又は餘り熱を加ふる時は縮み上り若くは破損する様な品を入れるので皮類とか洋服とかは高度の熱を加へない部に入れる、然るに品物の紛失を恐るゝ心より檢疫官の指揮に従はず一の籠に纏めて入れて消毒し其結果として非常に品物を損じたといふ笑話がある、されば此場合に臨んでは決して未練の心を出さず一に檢疫官の差圖に従ひ一刻も早く上陸の出来る様にするが得策と考へる

柳行季の荷物を一切出して前記一個の金網籠に入れてからどうするかといふにチャンと蓋をして大なる蒸氣籠の中へ運ぶのであるがこれも自分でするのである、籠の中は異臭鼻を衝て中々堪へらるべきでない位である

此手續が済むと今度は二十名乃至三十名位を一組にして大なる浴室に伴ふのである、浴は湯瀧から取るので航海中一度も入浴せざりし程の下等船客は此處で思ふさま身体を清めるのであるがこれは随分善い心地である、浴後裸体のまゝ一列となつて徴兵檢査の様な綿密

な検査を受くるので眼病、梅毒、傳染病などを患ひ居る者は此際、上陸拒絶の成否が定る。又醫官の外に移民官も出張して居るのであるが検査が終ると検査中抜き捨て着物に相札を附してこれも消毒場へ持つて行つて仕舞ので其間は粗末な消毒衣を借りて着て居ねばならぬ、勿論着物の方は消毒も早くしてくれるから消毒済み次第之を着て兼て船より出張し居る。賄所で辨當でも食つて順次消毒の荷物も受取つて熱臭い奴を再び行李に入れて荷作りをなし前の消毒衣を番號に合はして係の者に返却しられから本船へ歸るのである。同じ日本人でも上中等に乗つた者は何の苦もなく上陸が出来るのに下等に乗つた爲め種々の苦痛を受け特に消毒衣を返す時などは支那人ども一所になるので其混雜は實に非常な者だ。が人間はさうしても金を蓄めねばいかぬといふ決心はこんな場合に起るのである。次に婦人に對しては婦人醫があつてくれ／＼検査をするのであつてこの方は餘程鄭重であるとの事である。

#### 第四節 移民監督官の検査

前記の消毒が済んで本船に歸ると上中等の客は既に上陸をして仕舞、船員も大抵上陸して残るは下等客關係の者ばかり。隨て船中は極めて寂寞である、加之船は棧橋に横付けにしてありながら移民官の都合とか時間の都合で一晩位船中におかれる事があるのだが此一夜の苦悶を忘れず又此苦悶中如何に金の貴いものなるかに想ひ到れば上陸後の成功は疑ひないのである。

移民官の出張する前に悉皆旅行券を取上げて船長より其寫を同官吏に提出しておくから質問することは旅行券以外には出でぬ、即ち渡米の目的、年齢、職業、教育等であるがこれは旅行券にある通りに答へればよいので別に考て掛る程の事は無い、又上陸金の三十弗も出して見せると云へば出して見せる「三十弗持て居りますか」と問はれたらハイ持つて居りますと答へたばかりでよいので色々入らぬ事を云はぬがよい。



世間では此検査を大層六ヶ敷様にいふ者があるが身元の正しい者は恐らくとも何もない、只醜業婦を伴ひ(夫婦の如く見せかけて)又は日本で犯罪の形跡でもある奴が根掘り葉掘り尋ねられて閉口するので、旅行券には商業視察とあるけれどもどうも労働者の様であるといふ様な意味合から六ヶ敷き問を提出することは殆んどないものである、尤も善く日本語に通ずる通辯が居るのだから日本語を丁寧明瞭に話せば大抵身分の程も想像して無理な事は云はぬのである只契約労働者なるや否やを確むるがために船賃は自辨したかどか會社からでも出して貰つたか杯と問ふとがあるさうだが斯る時は獨立渡航なる旨を答て疑を晴すかよいとの事である。

又此検査を受ける前には衣服を整へ靴を磨き髭を剃り髪を櫛り成るべく風采を立派にするがよい洋服の如きも二着以上ある人は此時に上等のを着る方がどうしても信用があり得策である上陸の後市街を歩くにも餘り見すばらしくないのが日本人か互の利益である。

### 第五章

#### 上陸

##### 第一節 税關の検査

荷物は一切荷馬車に積んで税關の前に運ぶから、其中から自分の荷物を尋ね出して又々荷物を解き税關の調べを受けるのであるがこれも商賣品でも持つて居らねば五分間で済んで仕舞ふ検査の八ヶ間敷のは刀劍とか絹布類劇薬類であらうが要するに斯く検査の検査の何遍も解きはさきをせねばならぬし又何も不都合の物を所持して居ないと見込を付られてこそ検査も寛であれ一つ怪しいと目星を付られては其手数は中々堪らないのであるから再渡航者にして手心を心得居る者は格別其他の人は餘り商賣品らしい物は所持せぬ方が安心である、尤も初めから税を納める積りで持つて行く商賣上の見本は別である。

### 第二節 人頭税

税關の検査が済み將に市内へ歩み出さんとする所へポール、タックスを徴收すべく收税吏が遣つて来る、ポール、タックス即ち人頭税といふ者は州の法律の精神からいふ時は上陸後カリホルニヤ州に六ヶ月以上滞在した丁年以上の者から一人に付き二弗づゝ徴收するので當然ださうだが一度市内に入れて仕舞ふとどこへ行つたか分らなくなるので便宜上市内に歩み入る前に取るのださうだ、税額は一人二弗である、未丁年者并に此地を通過するだけの人は納税の義務がないのだが、これはよろしく辯明すべきであるが他はこれを納めねばならぬが納税に對しては必ず受取證を取つておくべしである、如何となれば同州では市街を歩く時に往々收税吏に出會うことがあるが若し同官吏が再び人頭税を徴收すべく請求した時に其受取證を見せぬと何度でも徴收せらるゝのである

### 第二節 旅 宿

上陸はしたが何處へ泊つたら善いであらう、英語は分らず方角は知らずサテ困つた者たど嘆聲を漏らす迄もなく日本人旅宿の番頭は税關検査の場所に出張して同胞のために何かと便利を計り投宿を勧むるのである、されば別に定まつた旅宿のない者は其處に泊るとにすべしである、いよく／＼ここに泊るとに極めると荷物や何かも一の馬車に積んで運んでくれるのであるが此運搬賃は大小遠近に拘らず一個五十錢内外が相場である  
 基督教會又は佛教會、何々縣人會等へ行かうとする者は英語の出来る者に荷馬車を雇つて貰ひ不躰裁であるが、自分もそれに乗つて目指す所へ行くとよい、若し又教會等に知人があれば横濱出帆の際、豫め何々船で渡米するといふ事を知らしておくと或は迎にも来てくれようし、荷物運搬等の手續もしてくれ、又鐵道人夫を周旋する宿屋は勿論諸教會は紹介なしに行つても喜んで投宿させるし宿泊料は一泊十仙三食三十仙前後であるから何人も安するよりは生むが安いで定めて胸をなでかろすのであつて此時の愉快は又別である

尙一ツ注意しておくが基督教會は信者のみを投宿せしむるのではなくして何人でも投宿せしむるのみでなく職業の周旋もしてくれりし英語夜學校等も其中に設けられてあるのでいは俱樂部の様な宿屋の様な又日本の教會の様な學校の様な者である、これは下宿屋に泊らしておくと折角の目的を忘れて賭博や何かにつけて仕舞からどうかさうさせたくないといふ博愛主義から出たので普通の日本人下宿屋や宿屋よりは監督も行届て居る、又日本人が日本人を泊めるために營業して居る宿屋下宿屋並に日本人合宿所ともいふべき教會の数は別項の如くで同縣人相互の利益を計るため幾多の縣人會がある即ち日本人は中々多いのであるから決して心配するには當らぬのである

## 第六章

### 職業

#### 第一節 職業の求め方

鐵道工夫若くは農作者たらんと欲する人は職業を求むる點に於て一の心配も入らぬ、といふ者は波止場附近にある日本人旅宿の中には大抵勞働口周旋所があつて工夫なり農作者なり望み通りの口を周旋してくれる尤も勞働者欠乏の時の如きは一人周旋すると二弗位になるので周旋屋は甘言を以て新渡米者を誘ふのであるが、鐵道にも農業にも四季共に働き得る場所と夏と秋の外は仕事のない場所等があるから徒に賃錢の多寡に感かなく能く聞きたいすべきである、氣候も中々激熱の土地があるから自分の健康に顧みる所がなければ

ばならぬ、又學生であつて四五月頃乃至七八月の頃渡米した者で新學年の初めまで働いて學資の補助をなさんとする者或は夏、金の取れる時農業に従事して多少の貯金をなしこれに依て衣食を支へつゝ英語を勉強し然る後家庭内の働き口を求めて漸次自分の目的とする學問をしようといふ様な人は基督教會なり照人會なり下宿屋なりへ落付た後に餘り市街を離れぬ餘り炎熱の劇しくない所に働き口を求むるが得策である、口の求め方はいろ／＼あるがポツスといつて労働者の周旋又は雇主と労働者の間に立てコンミッションを得るを營業とする人々が絶へず教會杯へも口の有無を通知をしてくるし雇人口入所に入所して口を探して居る人も相當の口を見付て来てくれるし大抵の農況は事情に通じて居る人の所へは分つて居るから労働口を得るに就ては少しも心配は入らぬ

若し市街内に駐りて學僕、給仕、料理人又は酒屋杯の掃除人にでもなろうとするには新聞に廣告するのもよいが雇人口入所に依頼するもよい、新聞の廣告料は極めて廉で一回十

仙位で事が済むのである、雇人口入所は太平洋岸には日本人のためには日本人が營業をして居るので荷も日本人を要する白人は皆此處へ申込でくるから雇人口入所に行くとは種々多の口がある、デ此中でこれなら己れに出来るであろう勘まるであらうと思ふ口へ行けばよいのだ、周旋料は一ヶ月給料の一割が通例である、桑港などでは此雇人口入所に種々の弊害があるといふので労働組合とかいふ者を組織して労働者相互の利益を計つて居るが今日では教會等も大抵電話を有し直接白人から労働口を得て會員中働くべき目的を有して居て而も目下口を尋ねて居る人を遣はす様になつて居るから英語が出来ぬ所で事情になれぬ所で相當の口は得られぬとはない、又新聞の廣告文などは教會ならば幹事とか或は先輩の人とか下宿屋ならば世話好き先生があつて直ぐ書てもくれるし新聞社へも依頼してもくれるから安心な者だ

第二節 職業の種類

日本人が働くべき仕事の種類は鐵道工事、農事、菓物摘、漁業、洗濯、製靴、料理人、家事、給仕人、學僕、鑛山坑夫等である、農事の中で日本人に適する仕事は第一砂糖大根の草取、開引、葉切り等であるがこれは三四月頃から十一月頃までである、仕事が少し苦だから學生には適せぬが純粹の百姓には善い仕事である、賃金は一日一弗乃至一弗二十五仙で食物は自分持が普通であるが支那人排斥以來大分日本人の需用を増し本年の如き一弗五十仙即ち我三圓になつたとの事である

第二菓物摘採の中で仕事の多い者は

- (一) 櫻實 場所により三月下旬より始まる
- (二) 覆 盆 これも大抵似た者なれど盛りは櫻實より短かし
- (三) 挑 早きは六月晚きは八月頃に初まる當時は餘程の産出高となつて居る
- (四) 梨 其摘取は七月頃

(五) 葡萄 八月中旬より十月末に至る

此外に 杏、李、豆類等があつて順次仕事は續くとになつて居るが葡萄摘採の頃は大抵他の仕事も終り又葡萄の産出は中々巨額であるからあらゆる労働者は最後の一儲をすべく葡萄の産地たるフレンチノ、サクラメント地方へ集るのである、麥酒の原料たるハップスを摘人はバカビル、エートランド、サクラメント等に集るのであるが賃金は概して出來高拂(ピース、ウオーク)と日雇(デー、ウオーク)の二様に分れて居る前者は其人の手線に應じて出來したる仕事の高に應じて仕拂ふのであるから熟練経験ある人は此法に依て賃金を約束するがよい然らざる人は第二の日雇となる方がよい、以上に記した種々の仕事に對する賃金は、大抵同一で、日雇としては一弗以上一弗二十五仙内外を普通とし、一弗五十仙は稀である、又仕事の種類に依りては、出來高拂の外、日雇として契約せざるものもある右等諸種の労働者は直接に持主に雇はるゝのでない、前記の如く其中間にボツスなるもの

があつて其下に働くのであるから時とすると折角流汗辛苦の結果も、彼等の爲めに甘き汁を吸はるゝとがある

第三鐵道工事 これも受負人の下に働く者であつて賃金は一弗二十五仙より一弗五十仙位、食料住居は受負人より供給を受けるのであるが此費用は一日二十五仙づゝ引去るゝとなつて居るようだ

第四洗濯屋、靴屋、洋服屋等は獨立業としても亦他人に雇はれても相應の收入がある

第五家事 日本の下女の事も下男の仕事も一切之を爲すので、各居室臺所、便所、外庭の掃除拭拂を始め、料理の手傳、給仕、洗濯、窓拭等、要するに内外の雑役は悉皆之を爲すのである朝の六時頃より夕食過(九時頃)迄は殆ど暇がない、太平洋沿岸では給料は二十五弗内外で食事、居室は主人持であるから辛抱さへすれば仕事は煩雜でも、割合良きものである

第六料理人 至て澤山ある働さで、給料は其人の腕次第で、二十五弗以上三十弗を普通とする、五十弗内外のものも少くない之は殆ど支那人と日本人とで専有する有様である

第七給仕人 之は一家、俱樂部、飲食店の別なくどこでも使用する所だから前項に次いで多い仕事である給料は飲食店にては一月二十五弗内外、家は三十弗四十弗位が普通である又大學所在地等のホテル等には學生が一日四時間内外給仕のために時間を費すに對して三度の食事と居室のみを給する様なのがある

第八學童 これは主として學生の働さ口であつて朝夕料理の手傳をしたり又は給仕、掃除などをなす者だが朝は六時半頃から起て仕事をなし八時半頃から學校へ出掛るのであるが四時半頃までには歸宅して料理人の手傳食後の皿洗等をするのであるが八時半頃から又々勉強が出来るので學生には實に都合な働さ口である

第九 漁業英領加奈太ハンクパー市を距る十四哩の所に有名なるフレザー河があつて盛

に姓が捕れる、季節は七月上旬から九月半迄であるが邦人の漁業に従事する者は中々多い

第十 ワイオシングスのクフスワング石炭鑛には日本の坑夫が四百名あるとの事である採掘料は一噸六十仙で一日三四噸乃至五六噸は掘れる

### 第七 章

#### 送 金、預 金

##### 第一節 送金及預金の手續

労働者に對して適當な預金所がないために浪費の弊に陥る者の多きは誠に嘆すべき事であるとは太平洋海岸の事情に通ずるもの、等しく唱ふる所である、されば追ひくは斯る

設備も十分に出来るであろうが今日では十弗以下なれば日米金融(桑)港)十弗以上なれば横濱正金銀行 桑 港支店及び日米金融社に預け込むと出来るのみだ次に日本へ送金をしようとする者は正金銀行支店又は米國郵便局の手を経て容易に之をなすことが出来る尤も書留郵便を出すにも爲替を組むにも英字で認めねばならぬのだから英字が書けなくては手續ばかり知つて居ても仕方がない、故に送金等の事は教會の牧師とか幹事とかに能く事情を話して依頼する方がよかるう、又田舎の郵便局は外國爲替を取扱はぬから先づ其郵便局で小爲替券(一口百弗に限つてあるから百弗以上の時は二口又は三口とせば可なり)を取組其爲替證券を書留郵便に托して正金銀行 桑 港支店まで手紙と共に送れば銀行は預金なり日本への送金なり相當の手續をしてくれる、又同支店で日本の紙幣を買求めこれを金子入書状として送つてもよい

##### 第二節 書 翰

桑 港新世界社(日本字新聞社)内には手紙取扱所といふのがある、これは英字の替りぬ人や着米の後ろれからろれへ渡つて稼ぎ廻はる人のために故國との通信を安心にするには頗る親切な仕組である、故に多少の金を拂ふて手紙の往復を此取扱所に委ぬるもよいが又何かの教會に屬する様にして其教會へ手紙を宛てよす様にしても安心である、序に渡米者にして 豫め落付先を定むるとが出来る者は出發前に定めておくがよい、さすれば自分米國に着して後其宿所を日本に通じてから返辭を取るよりも非常に日本からの手紙が早く着く譯になるから、故郷戀しと思ふ心を聊か慰むるとが出来る

### 第八章

#### 外國旅券の事

外國旅券は汽船に乗込むときから米國上陸までは最も大切なものであるから肌身離さず必ず携帶して居らねばならぬことは前にも一寸替いて置たことである、然るに此旅券下附のことに就ては世間に随分苦情が多いので其手續の出来ないために折角決心して用意までも整へながら空しく渡米の企てを中止した人々も澤山ある、これ等の不都合は旅券の性質、旅券の必要なる所以、旅券下附の手續及び旅券に對する政府の方針且つは別に制定されて居る移民保護法とこの旅券規則の關係などを充分に辨へぬため起ることが多いのであるから今茲には是等の廉々に就て説明を加へ誤解のない様にしたいと思ふのである、それで本



來から云へば旅券は單に國籍を證明するに過ぎないもので渡航者が便利のために携帯する筈のものである。是は後に掲ぐる旅券規則を一讀しても容易に分るので決して渡航を許可するとかせぬと云ふ證據になるものでない。米國でも十余年前までは旅券の有無などには一向頓着なく颯々と外人の入來を許して居つたのである（現に今日でも上中等の船客などに對しては米國上陸の際にも旅券の有無などは余り調査せぬことになつて居る）然るところ其後米國には移住條例と云ふものが出來て移民に對して嚴重な取締りを爲し條例違反と認るものは遠慮なく上陸を拒絶して本國に送還することとした。そこで米國ではこの條例に違反のものか或は違反のものでないかを確むる爲めには單に本人が口から出任せに話すことのみを當てにすべからざる場合も多い殊に支那人に對しては排斥法も設けてあることであるから先づ其旅券に就て國籍身分などを調査することにした。その結果自然と旅券のないものは國籍身分などの判然せざるものと認めて容易に上陸を許さぬ様なことになつた

のである。是れは旅券の必要になつた一原因であるが、も一つ旅券の必要になつた原因がある、それは日本の方でも米國の移住條例などを見て通常の渡航者と出稼のため出發する移民の間に區別をすることの必要を認め去る明治二十九年に移民保護法と云ふものを設け勞働に従事する目的で外國に渡航するものは移民取扱人又は保證人の連署を以て渡航の許可を得なければならぬこととなつた。ところが渡航者に於ては旅券規則と移民保護法の區別を知らないものが多い或は知つて居つても其身分や目的を詐つて少しでも簡易に手續を濟せよと云ふものが、澤山あるから政府の方でも旅券下附の手續に就て注意を加へ違法の行爲を防止することとなつたのである。併し本來便利のために下附するのであるから遊歴とか修學とか又は商用で渡航するもので其身分業体などが、相當のものならば成るべく迅速に旅券を下附するのは我が外務省の方針であるから渡航者は其身分業体目的等に曖昧な舉動を避けて立派に旅券下附の手續を履行せねばならぬ。若しまた外國出稼を目的とす

る渡航者ならば別に移民保護法の規定に従つて渡航許可の證を受ける様にせねばならぬ、此區別を明確にして執るべき正當の手續を踏めば何れにしても苦情の起るべき筈はない、然るに此區別を曖昧にして願出づるために其筋でも本人でも種々繁雜な手續を要することになつて頗る面倒なことに立ち到るのである、それから、此面倒なところに附け込んで種々の惡漢が詐欺の手段を弄ぶことも甚だ多い、僕に一人前二十圓づゝの手續料を拂へば現金と引換に旅券を取つて遣るなぞと申出で、不埒千萬な惡事を立ち働くものが多い、既に此種の詐欺手段にかゝつて馬鹿を見たものも澤山あるのである、されば渡航志願者は左に掲ぐる旅券規則及移民保護法などの法文を充分に了解し正當なる手續を踏む様にせねばならぬ或は途中で種々なことを云ふものがあつてもつさらぬ助言などに頓着せず規定の命ずるところに依りて押強く其目的を遂行する様にしたいためのである序に注意して置くが左に掲ぐる外國券規則は明治三十三年即ち一昨年六月四日に外務省令第二號で發布されたもの

で現行の旅券規則である、而るに近頃渡米者の参考のため出版されて居る書籍中には三十年以前の舊規則を掲げて居るものも往々見受くるのであるが規則の改正になつて居ることを辨へないで舊法のまゝ旅券の下附を出願する様なことも誤解と苦情の原因となるのであるから間違なき様注意すべきである

外國旅券規則(三十三年外務省令第二號)

- 第一條 外國へ旅行する者に下附する旅券は外務大臣之を發行し外國に於ては公使及び領事をして之を發行せしむ
- 第二條 旅券の下附を請ふものは左の事項を記載し戸籍簿本若しくは其氏名本籍地及身分を證明すべき文書を添付し内國に於ては本籍地若しくは所在地の地方上級行政廳外國に於ては公使館若しくは領事館に出願すべし
  - 一 氏名(片假名を以て傍訓を附すべし)
  - 二 本籍地(本籍地と所在地と異なるときは所在地を併記すべし)
  - 三 身分(戸主家族の別家族あるときは戸主の氏名及び

戸主との續柄を記載すべし)

- 四 族稱
  - 五 年齢
  - 六 職業
  - 七 旅行地名
  - 八 旅行の目的
- 長崎縣下對馬國に本籍地若しくは所在地を有する者に限り對馬島廳に出願することを得
- 第三條 官命に依り旅行する者は内國に於ては其所管官廳を經由して外務省に外國に於ては公使館若しくは領事館に旅券の下附を出願するを得但し前條第一號第七號及第八

號の事項を開申すべし家族若くは従者を同行するときは同行者に係る前條第一號乃至第五號の事項を併せ開申すべし

官命に依り外國に在る者其所在地に家族若くは従者を呼寄せんとするときは旅券下附の出願に關して前項の規定を準用することを得

第四條 旅券は各人之を所持せざるべからず一人毎に一葉を下附するものとす但し十二歳未満の者にして其戸主と同行する家族夫と同行する妻又は父若くは母と同行する子にして旅券の下附を請ふときは其氏名身分及び年齢を戸主又は父母の旅券を併記することを得但し夫と同行する妻を除くの外十二歳未満の者たる場合に限り

第五條 移民保護法の規定に依り移民取扱人に依る移民又は保證人を要する移民にして第二條の出願を爲すときは移民取扱人又は保證人の運送を要す

第六條 本令第二條に依り内國に於て旅券の下附を出願するものは之を領收するときは一枚につき手数料として收入印紙五十錢を旅券領收證に添附すべし

外國に於て公使の徵收する旅券下附手数料は領事の徵收する旅券下附手数料に依る

第七條 旅券を領收したるときは直ちに其券面に署名すべし

旅券面に査証あることを必要とする國に旅行するものは其定むるところに依り査証を受くべし

第八條 左の各號の一に該當するものは旅券の下附を受くことを得ず但し第二號に該當するものは清國若くは韓國に旅行せんとする場合を除くの外此限りにあらず

一 豫戒命令中の者  
二 清國若くは韓國に留禁止命令中の者

第九條 旅行者歸國若くは歸着したるとき又は本令第二條に依り旅券下附を出願したる者其領收の後六箇月以内に出發せざるときは旅券を返納すべし

旅券の下附を受けたる者死亡したるときは遺族より之を返納すべし

第十條 商業漁業其他職業の爲め數次往復する者は歸國若くは歸着毎に其旅券を返納することを要せず但し旅券領

收の日より三年を過ぎて歸國者は歸着するときは之を返納すべし

第十一條 旅行十年に及び歸國せざるものは旅券を領收したるときは十年以内に公使若くは領事の査証を受くべし其後十年に及ぶ毎に亦同じ

第十二條 第十三條第十四條略す

第十五條 第二條第一項各號の事項を詐稱し若くは第八條各號の一に該當するもの其事實を申告せず其他詐欺の所爲を以て旅券の下附を受けたる者は其旅券を取り上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す之を補助したるもの亦同じ

第十六條 他人の氏名を記載したる旅券を使用し又は之を使用せしめたるものは其旅券を取上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す

本令に依り返納すべき旅券を返納せずして使用したるもの亦同じ

海外旅行券下附領書式

一 姓名

一 生年月日

一 原籍地

一 所在地(原籍地と同一なれば其趣を記せば足れり)

一 身分

一 職業

一 渡航地(米國行は「北米合衆國」と認め布哇行は「米領布哇テクトリー」と認めべし)

一 年限

一 目的

右者今般航渡政度に付海外旅券御下附相成度戸籍謄本相添

此段相願候也

年月日 右 何 誰 印

地方廳長官宛

(區長又は村長の奥印を取るため餘白を存し置くべし)

(保證書雛形)

保證書

何府市町何番地士族職業

何縣郡何村何番地平民職業

右は今般何々の爲め北米合衆國(又は其他)へ渡航旅券下附  
 頭候就ては本人の目的及其職業等相違無之且つ豫戒令中の  
 者に無之候此段保證候也

年月日

宿所

保證人 姓

名 匾

姓 名

生年月日

區(又は村)長宛

▲渡航者もし原籍存在地に居らず他府縣に寄留して旅券を  
 得る時の手續きは先づ現住所の區役所へ寄留届を予しとし  
 て原籍戸籍役場へ手数料金拾錢と返還費郵券發校(三錢)を  
 送りて戸籍謄本を請求し謄本到着せば前項の旅券下附頭と  
 保證書を調整し之れに戸籍謄本を添て寄留所轄の區長に差  
 出し奥印を取りて府又は縣廳へ申請すべし

以上は外國旅券規則であるが茲に注意すべきは右の旅券規則に對する政府取締りの手加減  
 である、此手加減に就て近頃往々嚴重なる方針を執ることも見受ける様であるるれば英領  
 加奈陀北米合衆國布哇又は濠洲へ渡航する出稼移民即ち移民保護法の規定に従ふべき筈の  
 ものが其目的を詐つたり労働以外の諸種の名義を藉つて旅券の下附を願出るものが余程多  
 いので斯くては折角設けてある移民保護法も效能を見ないと云ふので嚴重に取調べをする  
 ことゝなつたのである、るれで例へば商業の目的と稱しても相當の經歷もなければ目的に  
 相應した資力もないと云ふ様なものは商業のために渡航すると云ふ届出でをしても政府は

之を商業と認めない、又學術研究のために渡航すると云ふても相當の學歷學資がなければ  
 政府は之を學術研究のために渡航するものと認めないと云ふ様な方針を執つて充分に調査  
 することになつて居るから此邊は出願者においても豫め注意して居らねばならぬ、尤も渡  
 航者には資産も學歷も乏しいが確實なる保證人があつて旅費を貸與すると云ふ様な場合に  
 は旅券の下附は差支ないのである、併し一時旅費の貸與を受けても渡米後は自ら労働に従  
 事して學資を得ると云ふ様な場合には其目的は學術にあつても矢張り労働を以て生活する  
 もの即ち移民として取扱ふべきものとなつて居る様であるから此の如き場合などは充分に  
 注意して規定の精神に違はざる様手續を運ぶことが大切である、規定の精神に違はざる以  
 上は其手續は格別面倒なものではない

第九章

### 移民保護法及び、渡航許可の事

旅券規則は修學遊歴商用の如き目的で渡航するものに對して旅券を下附する規定であるが此他に労働を目的として移住するものは別に制定されて居る移民保護法に從つて行政廳の許可を受けねばならぬ是が即ち渡航許可證である、そこで労働を目的とする移民は渡航許可證を受け取らねば米國へは渡航することを許さない、それならば如何したら渡航許可證が得らるゝかと云へばそれは格別面倒なものでない、確實なる保證人を立て其身元及萬一のこのあつた場合を保證すれば善いのである、若し移民會社の手を経て渡航する場合ならば移民會社が保證の位置に立つのであるから別に保證人を要せざることもなるのである、それから行政廳は移民保護のため若くは公安保持のため又は外交上必要と認むるときは移民の渡航を差止むることになつて居るが政府も海外移民に對しては次第に寛大なる方針を執りつゝある模様であるから渡航者が規定の精神に違反せざる様に手續を踏めば差したる面倒のあるべき筈はない、兎に角渡航者は左に掲ぐる移民保護法を充分に了解せねばならぬそれからこの移民保護中には移民取扱人即ち移民會社のこともチャインと明確に規定してある、世間では移民會社の手を経て渡航しよふと思ふて募集人などの甘言に欺かれ法外の手數料を食はれとんでもない、迷惑を蒙つたものも澤山あるが移民保護法の規定を一讀して置けばろんな陥穽に落ちる様な感は少しもない序に注意して置くが移民と云ふのは労働に従事する目的で海外に出稼をするものを云ふのでその労働の種類は耕作栽培畜蓄漁業鑛業製造土木運搬建築等に從事し勞力を供するもの、または炊事洗濯裁縫給事看病のため家事に使役せらるゝものを含んで居るのである、尙この移民保護法に附隨して別に施行細則があつて詳細な手續なども分ることゝなつて居るから渡航者は法令全書等に就て一見して置けば参考になるであらふ

針を執りつゝある模様であるから渡航者が規定の精神に違反せざる様に手續を踏めば差したる面倒のあるべき筈はない、兎に角渡航者は左に掲ぐる移民保護法を充分に了解せねばならぬそれからこの移民保護中には移民取扱人即ち移民會社のこともチャインと明確に規定してある、世間では移民會社の手を経て渡航しよふと思ふて募集人などの甘言に欺かれ法外の手數料を食はれとんでもない、迷惑を蒙つたものも澤山あるが移民保護法の規定を一讀して置けばろんな陥穽に落ちる様な感は少しもない序に注意して置くが移民と云ふのは労働に従事する目的で海外に出稼をするものを云ふのでその労働の種類は耕作栽培畜蓄漁業鑛業製造土木運搬建築等に從事し勞力を供するもの、または炊事洗濯裁縫給事看病のため家事に使役せらるゝものを含んで居るのである、尙この移民保護法に附隨して別に施行細則があつて詳細な手續なども分ることゝなつて居るから渡航者は法令全書等に就て一見して置けば参考になるであらふ

移民保護法 明治二十九年四月 法律第七十號

第一章 移民

第一條 本法に於て移民と稱するは労働に従事するの目的を以て清韓以外の外國に渡航する者及其家族にして之を同行し又は其所在地に航渡する者を謂ふ前項労働者の種類は命令を以て之を定む

第二條 移民は行政廳の許可を受くるに非ざれば外國に渡航することを得ず

渡航の許可は其許可日より六箇月以内に出發せざる時は効力を失ふものとす

第三條 行政廳は渡航すべき地の情況に因り移民取扱人に依らざる移民をして適當と認むる二人以上の保證人を定めしむることを得

保證人は移民の疾病其他困難の場合に於て之を救助し若くは歸國せしむべし又行政廳に於て移民を救助し若くは歸國せしめたる時は其費用を辨償すべし

第四條 行政廳は移民保護の爲若くは公安保持の爲又は外

交上必要と認むるときは移民渡航を差止め又は其許可を取消すことを得渡航差止中の日数は第二條第二項の期間に算せず

第二章 移民取扱人

第五條 本法に於て移民取扱人と稱するは何等の名義を以てするに拘はらず移民を募集し又は其渡航を周旋するを以て營業と爲す者を謂ふ

第六條 移民取扱人たらんと欲するものは行政廳の許可を受くべし

移民取扱人の許可は其許可日より六箇月以内の營業を開始せざる時は其効力を失ふものとす

第七條の一、帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事会社にして帝國に於て主たる營業所を有するものにあらざれば移民取扱人たることを得ず

前項の外移民取扱人に要する資格は命令を以て之を定む第七條の二、移民取扱人は渡航周旋を爲したる移民に對し渡航の日より滿十箇年間第三條第二項に規定したる保證人の義務を負ふ

第十四條 移民取扱人は手数料の外何等の名義を以てするを問はず移民より金銭又は物品を受くることを得ずして但し其手数料は豫め行政廳の認可を受くべし

第十五條 移民取扱人移民を募集するときは出發せしむべき期日を豫定し之を示すべし移民取扱人正當の理由なくして豫定の期日内に移民を出發せしめざる時は其出發延期の爲に生ずる移民の費用を負擔すべし

第三章 保證金

第十六條 移民取扱人は行政廳に保證金を納付したる後に非ざれば其營業を開始するを得ず

保證金は二萬圓以上とし行政廳之を定む

第十七條 行政廳は必要と認むるときは保證金額を増減することを得但前項の金額以下に下すことを得ず

第十八條 行政廳に於て移民取扱人移民に對し契約履行せず又は第七條の二に規定したる保證人の義務を履行せずと認めたる時は保證金より其費用を支出して移民を救助し又は歸國せしむることを得

第十九條 移民取扱人死亡解散營業許可の取消又は其他の

前項契約に必要なる條件は命令の定めるところに據る

第十二條 移民取扱人は移民として渡航する者に非れば其周旋又は募集を爲すことを得ず

第十三條 移民取扱人は労働契約に依り移民の渡航の周旋又は募集を爲すときは移民と書面契約を爲し行政廳の認可を受くべし

第八條 行政廳は移民取扱人の行爲法律命令に違反したるとき若くは公安に害するものと認るとき又は移民取扱人保證金の納附を遅滞したるときは其の營業を停止し又は營業の許可を取消すことを得

第九條 移民取扱人は營業を停止せられ又は休業したるときと雖も既に渡航せしめたる移民に對し契約の履行を中止することを不得

第十條 移民取扱人代理人を定め其業務を行はしむるときは命令の定めるところに依り行政廳の許可を受くべし

第十一條 移民取扱人は業務擔當店員若くは取締役又は代理人を在留せしめざる地に移民を航渡せしむることを得ず

理由に依り營業を廢止するも保證金は行政廳に於て領置の必要ありと認むる間は其一部を還附せざることを得

第二十條 移民取扱入營業中及前條行政廳に於て保證金領置の必要ありと認むる間は移民又は其相續人が本法に従ひたる條約に基き權利を執行する場合の外何人と雖も保證金に對して債權取立を爲すことを得ず

第四章 罰則

第二十一條 渡航の許可を受けず又は渡航地を詐りて許可を受け又は渡航差止命令に違反して渡航したる移民は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十二條 法律命令に違反したる移民の渡航を周旋し又は渡航差止中に移民を渡航せしめたる移民取扱代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十三條 行政廳の許可を受けずして移民取扱人の行爲を爲したるもの又は營業停止中に移民を募集し又は其の渡航周旋を爲したる移民取扱人及代理人は二百圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十四條 移民取扱人行政廳の許可を受けざる代理人を

して其行爲を爲さしめたるときは二十四以上二百圓以下の罰金に處す其行爲を爲したる代理人亦同じ

第二十五條 第十一條第十二條第十三條第十四條及第十六條第一項に違反したる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十六條 誘惑の手段を以て移民を募集し若くは渡航の周旋を爲したる移民取扱人代理人は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二十七條 本法の罰則は商事會社に在ては其各條に掲ぐる行爲を爲したる業務擔當社員又は取締役に之を適用す

第十章

移民會社の事

目下内地には二十有餘の移民會社がある、是等の移民會社の手を経て外國へ渡航したものは今日までになかくの多數に上ほつて居る外國旅券の下附や渡航許可の手續や又先方へ上陸の後職業を求めると就ても移民會社の手を経て渡航すれば何にかに便宜も多いと云ふ考から移民の多數はこの移民會社の手を経て渡航する有様となつて居るが實際を見るに移民會社の取扱人にかゝつた爲めに随分困難をして居るものも多い、移民會社に對する法律は前に記した保護法中にも不正の出來ない様に規定し罰則までもあつて表面嚴重な取締りが出來て居るのではあるけれども裏面には不都合千萬な出來事が多い、實際 取扱

人は法律上に公認されて居る周旋料のみではなかく承知をせぬ、いろくな名義を藉り無智の労働者を欺して暴利を貪つて居る、それは單に渡航の際ばかりでない、先方へ到着して労働に服するときでも移民會社の監督人が居つてあらゆる手段に訴へて労働者の膏血を絞り取ることに加つて居る其暴狀は實に云ふに忍びざるものがあつて恰も一種の奴隸賣買に類似して居る、これが爲めに折角移民が海外まで乗出して一番發やつて見よふと思ふても到底其目的を達することが出来ぬ、移民業者が無辜の労働者を困陥の淵に陥らしめ併せて國家の体面を汚瀆した罪は決して許すべからざるものがある、日本人が動もすると支那人同様に排斥せらるゝのも全く移民會社の行爲から起つて來るのである、多數の移民會社中には幾分か成績の見るべきものもあつて一概にも云はれぬけれども本邦移民會社の現狀は先づさつとこんなものであるから移民會社の手を経て渡航せんとする人々は移民法護法の規定やら其會社の遣り口なぞに氣を付けてウカと甘言に乗らぬよふによく

注意せねばならぬ、それで此頃は政府でも其弊害の甚だしきを見て最早打捨て置き難いと云ふので目下嚴重に探偵中であるろうた、場合に依つては刑事問題なぞも續々起つて來るかも知れぬ様な有様であるから各移民會社も是れではたならぬと稍警醒して去る八月の下旬全國二十有餘の移民會社は東京に大會を開き直接移民に關係する下募集人の情弊を一掃し事業將來の發達を計るため全國各會社の聯合事務所を移民募集地の要所たる廣島山口熊本福岡等に設置し當局者と打合の上移民に要する費用等も一定して公然之を發表し更に監督者を公選して募集の監視を爲さしむること等を決定したのである、決議の表面は立派であるが果して實際に改善することが出来るか否か事實の證明を待つまでは容易に信憑することは出来ないのである、左に掲ぐるは目下現立せる各移民會社の資本金役員營業地である

資本金

役員

營業地



日本吉佐移民會社	十萬圓	佐川久	東京
森岡眞	五十萬圓	岡眞	東京
東洋移民合資會社	十萬圓	中久山	東京
森島壽雄	五萬圓	森島壽雄	東京
中央移民合資會社	三萬五千圓	近藤孝行	東京
神合渡航合資會社	三萬三百圓	吉川藤五郎	神戶
日本移民合資會社	五萬圓	濱中八太郎	神戶
東洋移民合資會社	三萬圓	齋藤忠太郎	神戶
高田平兵衛	二萬五千圓	高田平兵衛	神戶
海外渡航株式會社	六萬圓	佐藤岩雄	廣島
廣島移民合資會社	二萬圓	谷口嘉一	廣島
中國移民合資會社	三萬圓	藤井儀助	廣島
高木加六	三萬五千圓	高木加六	廣島
九州移民株式會社	五萬圓	佐々千城	廣島
熊本移民合資會社	四萬圓	小山雄太郎	熊本

村山保壽	三萬圓	村山保壽	同
厚生移民合資會社	五萬圓	小切間權右衛門	和歌山
帝國殖民合資會社	三萬圓	竹内正志	岡山
大野傳榮	二萬圓	大野傳榮	岡山
南海移民株式會社	十萬圓		高知
東北移民合資會社	三萬二千圓		仙臺
防長移民合資會社	三萬五千圓		山口
山陽移民合資會社	三萬六千圓	麻生榮	廣島
千田市十郎	三萬圓		熊本
澁谷金四郎	三萬五千圓		福島

此外東京には齋藤修一郎氏計畫中の移民事業があり同氏は本邦の移民事業を根本より更革して新に同事業を計畫するの必要あるを認め目下種々奔走中である又大阪には今西林三郎氏計畫の日本殖民會社があるこれは四萬五千圓の合資組織であるが、出資者も略決定し

た模様であるから速からす成立の運に至るであらう尙神戸にも井上某の發起に係る新移民  
 会社がある、兎に角日本の移民事業は前途頗る有望のものであるが是迄はるの遣り口が悪  
 いので世間の批難を招て居るのであるが従來の移民會社も前記の如くに幾分か警醒了た様  
 子もあり又は等の弊害に鑑みて續々新計畫も現はれんとして居るので是は誠に國家のため  
 に祝すべき一現象である、併し今日では未だ改善とか刷新とか云ふ事實は認められて居な  
 いのであるから移民會社の手を経て渡航するものはよく注意すべきである

### 第十一章

#### 合衆國の移民及、契約労働に關する諸法律の事

着船後移民官が検査をすることに就ては前にも既に説明をして置いたのであるが合衆國には

外國より渡來する移民及契約労働に關するいろ／＼の法律があるから上陸の際移民官は實  
 際に就て規定に違反して居るものであるかないかと云ふことを検査するのであるが労働者  
 に就ては特別嚴重に調査するのであるから渡來の目的が農業とか商業とか又學術研究とか  
 云ふ様なことであれば實際面倒が少ないので移民官の質問する事柄は次に掲ぐる移住民  
 取扱細則十二條中に示してあるから之に對して明確に返答をすれば善いのである、諸規  
 定を通讀すれば分るが唯契約移民即ち豫じめ一定の業務に就く契約を結んで渡來する外國  
 人を拒絶すると云ふ趣意であるから此事だけは篤と合點して置かねばならぬ、それから  
 の所謂契約と云ふのは證書を取り換はして居るのは勿論であるが證書がなくとも口約束で  
 も黙諾でも何等の種類でも苟も約束と認められるものは何んでも禁する精神で此間も或  
 日本人が紐育の或商會を尋ねて行くと云ふので上陸を拒絶されて大變迷惑をした例證が  
 ある、ろんな様な次第であるから検査の際移民官が誰を尋ねて行くか、旅宿は何れに定む

るか、業務は如何にして定むるか云ふ様な質問を試みても誰も知人はない、旅館は到着後然るべきところを尋ねて投宿する積である、業務も上陸後何人かに就て聞合せ何所かで職業を求め追々勉強して出精する積である位のことを答へ成るべく契約移民に關係のない様に明確に返答すべきである、マコぐして曖昧な返事などをして法律に抵觸する嫌疑を受けざる様注意すべきである

○北米合衆國外國人移住及

契約労働に關する諸法律條例

●布哇島に於ける契約労働禁止 布哇縣駐在合衆國警視總監ダニエル、エー、レー氏は明治三十三年四月卅日該可とありし布哇制度案第十項規定の權限に依り明治三十四年一月一日付にて布哇諸島に於ける契約労働禁止の告示を爲せし事左の如し

「一定の期限間勤務の爲め人身を拘束する契約にして千八百九十八年(明治三十一年)八月十二日以後取結びたるも

のは一切不法及無効にして其契約期終了したる事を茲に布告す又右の契約を履行せしむる目的別段の法律を制定することを許さず且合衆國警視總監は斯る契約に服し居る人々に對し其契約期の終了したることを直ちに告示するの義務あり」

○北米合衆國契約労働者移住禁止令

(千八百九十一年二月廿六日制定)

第一條 本條例制定後は一個人、商社、商業組合若くは會社、合衆國同州外地及コロンビア(デストリクト)に於て

労働若くは業務に就くの契約(口述、証書、明諾、默諾等契約の種類如何を問はず)に依り渡來す外國人に對し逐め其渡航費を拂ひ又は其他如何なる方法を以てするを問はず之が移住を奨勵補助することを得ざるものとす

第二條 合衆國、同州外地及コロンビア(デストリクト)に於て労働若くは業務に就くことに關し一個人、商社、商業組合若くは會社が外國人と其渡來以前に締結したる契約は其種類の如何を問はず總て無効たるべし

第三條 (前略)合衆國、同州外地及コロンビア(デストリクト)に移住する勸誘、奨勵又は補助して本條例第一條に違反したる者は各罪に附き千弗の罰金を拂ふべし(以下略)

第四條 船長にして船舶に乘込みたる外國人は労働若くは業務に就くの契約を結ばたる労働者若くは職工たることを知りて之を外國より其船中に搭し來り合衆國に上陸せしめたる者は輕罪を以て論じ右労働者若くは職工一人に付五百弗以下の罰金に處し併せて更に六ヶ月以内の禁錮に處することあるべし

第五條 本條例は合衆國內に一時居住する外國人民に對し一個人若くは官吏の資格を以て合衆國の住民若くは住民にわらざる者を自家の書記や僕として雇入れ又は一個人、商社、商業組合若くは會社に於て未だ合衆國に存在せざる新工業に従事せしめんがため他に熟練の職工を得るに途なき場合に限り外國より該工業に熟練の職工を雇入るゝを禁せず

本條例は演藝、技術、講義、唱歌等を以て職業とす者又は單に從僕若くは家僕として雇はれたる者(又は各宗派の法教師又は公認の専門業に従事する者又は學校教授)に於ては千八百九十一年三月制定の條例を以て増補す)に對して之を適用せず

本條例は何人たりとも其家族(親戚若くは朋友)(千八百九十一年三月制定の條例を以て削除す)の合衆國に永住せんと目的を以て外國より渡來するを扶助するを禁せず

第六條 本條例に抵觸する諸法律の全部若くは一部は之を廢止す

●北米合衆國改定外國人移住條例

(千八百九十一年三月三日制定)

第一條 左に列挙する各種の外國人は移住に關する現行の諸條例(支那労働者に關する諸條例を除く)に基き合衆國に渡來するを許さず

痴人、癡狂人、貧困者、若くは公共の扶助を受くるに至るべき見込むる者、悪癖すべき疾病、若くは危險の傳染病に罹り居る、重罪若くは其他破廉耻罪を犯し有罪の宣告を受けたる者、數罪を有する者、並に他人の費用若くは扶助に依りて渡來し特別罰問を受くるに當り前諸種類の孰れにも属せず又千八百八十五年二月廿六日發布の條例中移住を禁せられざる労働者の種類にも属せざることを證明し能はざる者、

本條に於ては合衆國に住居する人にして大藏卿の制定に係る規則に基き移住を禁せられたる労働者の種類の孰れにも属せざる親族若くは朋友を呼迎ふるを禁ることなし  
移住者若し國事犯罪人あるときは本國の法律若くは有罪の宣告を爲したる裁判所に於て其犯罪に對し重罪其他

破廉耻に係る常事犯の罪名を付したる場合に於ても本條例を適用せず

第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、共に略す

第八條 移住民を搭載して合衆國に到着せし漁船若くは帆船の船長及代理人は其搭載し來りたる移住民を上陸せしむる前必ず移住民の姓名、國籍、最後の居住地及び其居住地を當該検査官に報告すべし然るときは検査官は自身若くは助手を船中に派出して移住民を一々検査すべし又検査官は移住民を一時に指定の時間及場所に移して検査の全く終る迄留置くことを得 但し斯の如く移轉せしむるも其検査の終らざる内は之を上陸と看做さず  
移住民の身軀検査は海軍病院の醫員に於てせしむ若し相當の時間内に海軍病院より醫員の出張し難き場合には検査官は通常の醫師を雇ひて移住民の検査を爲さしむるを得

但該醫師に對する謝金額は大藏卿之を定む  
検査官及其助手は宣誓を爲さしめ又は移住民が合衆國內

に入るべき資格に關する證據物を蒐集し之を考定するの權力を有す而して是等の事項は之を記録し置くべし

移住事務長官は検査の爲め一時上陸せしめたる移住民に宿舍食物を給し其他相當の取扱を爲さしむべし又該長官は検査を受けたる移住民にして直ちに移住民地に進行するを許されざる者に對しても其見込に由り相當の取扱を爲さしむることを得

移住民の合衆國に入るべき資格の有無に關する検査官及其助手の判定は資格なしと認められたる者より移住民事務長官に訴願する事なき時は終結確定とす 但し該長官の處分に對しては大藏卿に訴願することを得

漁船及帆船の船長及其代理人は検査官が指定したる時間及場所の外環りに其船中の移住民を上陸せしめざる様監視すべし若し移住民の検査官が確定したる場所及時間外に上陸せしめたるときは船長若くは其代理人は輕罪を以て處罰し千弗以下の科料金若くは一年以内の禁錮に處し又は兩罰を併せ加ふることを得べし  
大藏卿はキヤナタ、英領コロンビア及びメキシコの境界

に於て尋常の旅客に對し妨害若くは障礙を加ふることを許して検査を行はしめんが爲に別に規則を設くることを得

第九條、第十條、略す

第十一條 法律を犯して合衆國に渡來せし移住民は法律の規定に従ひ之を合衆國に渡來せしめたる者又は船船若くは運輸會社等の費用を以て其到着の日より一年以内に限り何時にても之を送還することを得若し右費用を以て送還すること能はざるときは合衆國の費用を以て之を送還すべし而して移住民が合衆國に到着せし後一年以内に於て其到着前より存在する原因に由り公共の扶助を受くるに至りたる者は法律を犯して渡來せし者と看做し本例の規定に準據し之を送還すべし

第十二條 略す

第十三條 合衆國巡迴裁判所及地方裁判所は本條例の規定に據り提起する民事刑事の訴訟に對し均しく完全の裁判權を有す

○北米合衆國移住民取扱細則

(千八百九十三年四月廿五日制定)

第一條 各税關長は千八百八十二年八月三日發布の條例第一條に準じ外國港より來松又は帆船にて合衆國各港に來る松客にして合衆國人民に非ざる者には一人に付五十仙の税を徴收すべし(以下略す)

第二條、第三條、略す

第四條 住移民を検査するに當り其渡來したる松船より検査の爲に設けたる便宜の場は一時之を移轉せしむるの必要あるときは該移住民は検査中上陸したる者と看做すことを得ずして検査の任に當る官吏の管轄に属するものとす而して移轉は検査より生ずる問題の未決中又は法律の規定に依る送還を待つ間は上陸と看做すことを得ず

第五條 略す

第六條 法律の規定に依る特別開港は公開せずと雖も上陸許可を拒絶せられ又は上訴を爲さんとする移住民は移住監督官が相當と認むる手續に従ひ朋友又は擔保人と協議することを得べし

第七條 検査官の判決を不當とする移住民は之に對して上

訴するを得、上訴の判決ある迄は該移住民の送還を停止すべし上訴は專斷を以てし其理由を駁却し移住監督官へ送出すべし而して該監督官は本件に關する一切の證據及び其意見を添へ直ちに右上訴事件を大裁判へ送致すべし移住民の上陸を許可する判決に不同意ある検査官は之に對して上訴するを得

上訴は持主を以てし其理由を駁却すべし而して監督官は移住民の上訴したる場合と同様の手續を以て之を大裁判へ送致すべし

第八條 上訴の判決未だたるときは移住民は直ちに該判決の通り上陸を許可し又は送還せらるべし而して上陸拒絶の場合に於ては監督官は移住民の渡來したる松船の松長代理人、仕向人又は持主に右判決を通知し且つ送還の爲め該移住民を右松船に乗込せしむる旨を通知すべし

第九條 上陸すべき權利の有無に付裁判中に居る移住民の給養費送還を命ぜられたる者の給養費及其送還の費用は其渡來したる松船の持主之を支拂ふべし

第十條 移住民を送還すべし松船の松長、代理人、仕向人

て空氣の混せざる蒸氣中に三十分間以上曝すこと

第三、強力百分の二の石炭酸

此方法(即第三法)は皮、皮製、靴等の如き皮製品及び腫脹劑等のみに之を施すことを得べし

第四、以上の方法を施すときは破壊し又は損傷すべし物品は二千分の一の鹽化水銀溶液中に浸し其全部に充分之を含ましめて消毒するを得べし 但し水銀毒に對しては相當の豫防法を設くべし

前記の制限は出發港に於て傳染病の流行するも其流行地方より來りたる移住民を搭乗する松船に對しても亦均しく之を適用すべし

第十二條 松船の松長若しくは指揮官は其出發の時非に當所に於て製したる移住民の健康を到着港の移住監督官に送出すべし此日録には其上部に掲ぐる質問に對し其各松船に就て左の事項を記載すべし

- (一)姓名 (二)年齢 (三)性別又は女 (四)既婚又は未婚
- (五)職業 (六)預寄し得否 (七)國籍 (八)最後の住所
- (九)合衆國の上陸港 (十)合衆國に於る行先 (十一)行

又は持主は該松船の出發より少くも廿四時間以前に其出發時限を監督官に通知すべし監督官は此通知に據する時は該松船を以て送還すべし移住民を之に搭乗せしむべし而して該松船の松長代理人仕向人又は持主に右移住民を搭乗することを拒み又は松中に留置することを拒り又は其出發港へ送還の費用若しくは其價上陸中の給養費支拂を拒み又は拒りたる者は體罰を以て論じ各罪に付三百弗以上の罰金に處し其罰金拂済迄は該松船の合衆國の海港より出港するを許さず

第十一條 傳染病の流行する海港より下等諸若しくは上中等以外の船室に移住民を搭乗する松船は左の事項に付該港在留領事館の證明書を得るにあらざれば入港するを許さず該移住民は出發港に於て特に指定したる屯集所又は其費用に供する爲に設けしたる家屋に留置せしめ五月間以上身脈の検査に付し且其衣服荷物及び携帶品は搭乗前に何れも左の方法の一に由り之が消毒を行ふたる事

第一、三十分間以上沸湯にて煮ること

第二、攝氏百度(華氏二百十二度)以上百十五度以下にシ

先までの通し切符の有無 (十二) 船費は自費したるや又他人、會社、協會、市區若しくは政府より支拂ひたるや (十三) 所持金の有無若し所持金を有すれば三十弗以上有るや又三十弗若しくは三十弗以下有るときは其現額如何 (十四) 視察中に到らんとする者有るや若し然りとせば其視察の姓名及住所 (十五) 曾て合衆國に來往せしことありや若し然りとせば其時日及び場所 (十六) 曾て監獄若しくは貧院に入り又は慈善救助を受けたる事の有無 (十七) 數妻を有するもの有るや否 (十八) 合衆國に於て労働に就くこと付明諸若しくは黙諾の契約ありや否 (十九) 身障及び精神上の健康如何若し不具者有るときは其原因如何

第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、共に略す

●北米合衆國外國人移住民保護及送還規則

(千八百九十三年十一月制定)

第一條 總ての外國移住民は其上陸許可を與ふる以前制定に基き船中或は其移住民及船船の持主等の便宜の場所に於て暫時移住民を留置し検査をすべし其は船中に在る

と一様の取扱を受け之が爲に生ずる留置中の食料宿舍其他の費用は船船の持主或は船長及び代理人の支拂すべきものとす且其移住民を移し送還處分に就き船中に留置する時は船長は監視の責任を帯ふべし

第二條 總ての外國移住民到着するや移住民官吏は可成的急速に検査を命じ上陸の資格を有する者に直に上陸せしめ其他特別の取調を要する者は夫々速に處置を行ふべし若し處送處分に付き上訴する者あらば之に關する書類等は直に華盛頓移住民局長に送致すべし移住民にして上陸許可せられざる以前は彼等に關する宿食料等凡ての費用は其搭載せる船船の持主或は會社、社長及び全代理人に於て支拂すべし

第三條 外國移住民の到着後疾病其他の事由によりて特別取扱を要する者は小兒全様に(若し必要と見做さば)一人の介抱人として其が親戚或は後見人の中一人を船中に留置すべし之に依て生ずるの費用は其船船會社に於て支拂すべし右病人或は小兒の他の親戚等(若しあらば)隨意旅行を進むべし若し留るを欲せば其が費用は自費すべし

第四條 外國移住民たとひ上陸の資格なきものと雖も左の如き證明あるものは暫時留置の上取調ををすべし假令ば婦女の上陸以前其父或は父兄の當米國に住する者ありて彼婦女上陸後の保護責任を有する證明あらば充分取調への上是非の裁可を與ふべし其婦女留置中の費用は運漕會社に於て支拂すべし

第五條 移住民にして上陸許可を得ば直に上陸せしむべし又移住民上陸を許さるゝも已が朋友或は送金等を待たんが爲め留らんとする者は其費用を自費せば許可すべし又移住民上陸を許さるゝも不時の疾病等にて直ちに旅行し進む時は其が爲に留らんとするも費用を辨し得ざる者は検査官に於て一時其費用を辨し其事務を移住民局に具申し移住民資本の中より支拂方を願出づべし

第六條 移住民中病氣等にて直に上陸旅行する能はざるものは之を病院に移し快方に向ひ上陸許可の裁可ある迄假せ來りし船船の持主或は船長等之が費用を支拂すべし假令病院に送るも移住民は上陸を許されしと心得ふるを得ず

第七條 法律に背き合衆國に渡來せし外國移住民は制規に基き上陸後一ヶ年を経過せざる中は何時にても一個人或は數人及船船、運會社或は其移住民を搭載せし船船及會社の費用を以て送還すべし又移住民上陸後一ヶ年を経ざるに公共の扶助を受くるに至るも其原因上陸以前に存在せしければ前記會社等の費用を以て送還する者とす

第八條 制規に基き上陸せし移住民上陸後一ヶ年を経ざる中不慮の疾病禍害等の爲め生活の道を失ひ到底見込るべき者は移住民局に於て取扱の上救助を與ふべき證明あらば移住民資本を以て送還の手續をすべし斯る處分を受けし移住民は移住民局より指定する港口に送還すべし其上陸以來一年間に於て移住民が不時の疾病に罹り官立病院或は慈善院に於て滞在し公共の扶助を要するに至らば其旨移住民局に届出で其救助を受くべき證明あらば其費用は移住民資本を以て支拂ふべし

第九條 本條例第六條及第八條に基き留置したる移住民(證明を要する可あるいは病院に在る移住民)にして留置中の費用を自費するあらば運輸會社は之が保證人たるべ

し左の場合に於て運輸會社は代理人を以て該移住民に對し費用を請求するを得べし該移住民にして請求に應ぜざるか或は支辨せし難き場合に於ては移住民の公共的扶助

を受くべきや否に就き決定することあるべし

第十條 食料宿舎病院介抱人及醫藥其他の役額は其實價による者にして決して利益を收取せざるべし

### 第十一章

#### 大平洋沿岸重要都市概況

▲桑 港 大平洋沿岸の要樞に位し灣内水深く大艦巨船を容るべし、海岸より丘陵に亘りて人家密接し鋼索車及電車は縱横に街衢を貫通し來往頗る便なり、人口三十五萬、銀行四十九、寺院三百、學校七十六、公園二十四、病院二十六、劇場十五、マーケット街は最も繁盛にしてクロニクル及びエキザミナーの二新聞社は相對して屹立しコールは高さ十七階桑港中の最高建築物なり氣候は變動極めて少く平均温度五十七度、冬季も五十度以下に降らず夏季も八十度以上を越ゆること稀にして恰も本邦の春秋二季におけるが如しと雖も

年中霧深く夏季の如きは肺病患者のためには甚だ不適當なり、輸出入貿易額三億圓輸出重要品は金銀酒菓實毛皮麵粉等にして輸入重要品は石炭材木米砂糖茶珈琲等なり支那街は最も有名なる一區劃を爲し在留清人二萬教會學校等の設けあり、加州に在留せる本邦人の總數は大約二萬人に及ぶと雖も此中桑 港市街に在住するもの三千人内外にして醫師九料理屋十西洋料理店七蕎麥屋三旅宿屋二十二桂庵十鐵道人夫受員二散髪屋八銀行二新聞社二湯屋五雜貨店二十五裁縫所七等は其重なるものとす

▲サクラメント 加州の首都にして人口三萬、サクラメント河の東岸にありアメリカケン河は其附近に於て會合す、街衢端正廣濶にして綠樹鬱蒼たり、此地鐵道線路の要樞に當り商賈を繁盛なり州廳は最も宏壯なる建築物にして其中に圖書館あり其他裁判所市廳圖書館寺院學校及び有名なる農産品陳列館あり桑 港 を距る八十九哩

▲オークランド 人口五萬、殷賑なる市街にしてサンフランシスコ灣の東岸にあり街道

及公園等 到るところ 榭樹多し故にオークランド (榭樹の地) と名づく鋼索車に依りて  
 レアー公園に到れば 港 市街及び海上の風光を暇視し眺望明媚にして就中金門灣の彼  
 處に夕陽の没せんとする光景の佳絶なるは最も有名なり附近にメリット湖、ブラッシユビ  
 ーク、モラガ、アラメダ等の勝地あり 桑 港 を距る六哩

▲サンジョーゼー 桑 港 を距る五十哩人口二萬、佳麗なる小都會にして氣候温和な  
 り裁判處市廳諸學校等建築壯大なるもの多し、有名なる望遠鏡臺の設置せられたるマウン  
 トハミルトンに到らんとするものは先づサンジョーゼーに着しそれより馬車を賃してハミ  
 ルトンに向ふを例とす此附近にアラメダの水銀礦あり (俗稱サンノゼ是なり)

▲ロスアンゼルス 桑 港 を距る四百八十四哩ロスアンゼルス河の上流にあり十五哩  
 にして河口に達す百十餘年前西班牙人に依りて設立されたる市邑にして人口六萬、諸鐵道  
 線路の要樞に當り加州園藝の主要地なり此地方より毎年輸出する蜜柑類の價額は大約三百

萬圓に及び加州における菓實、類の總産額四分の一は此地方の産出に係る、此地また石油  
 及アスパルトを産す氣候温和、冬季一月の平均温度五十二度又夏季八月の平均温度七十度  
 位にして草樹の發育他に比を見ざるどころなり郵便局 裁判所諸學校 劇場公園等あり近郊  
 の疏水工事は田畝灌漑の用に供するものにして農耕業者の参考と爲すに足る

▲タコマ 北太平洋鐵道の終端にして人口五萬プセツト海の南東岸に位せる要港なり  
 裁判所市廳劇場 商業會議所等あり電車鋼索車は市街を縦横に貫通す製材場 坩堝製造場  
 車輛製造會 社製鉄所 醸造場製粉所等あり此地アラスカ航行船の起點にして桑 港 行の  
 漁船あり日本支那の諸港との間にも絶へず漁船の往復を爲す北太平洋鐵道に依ればポート  
 ランドを距ること北百四十四哩

▲ポートランド ウイルラメット河畔にありて太平洋沿岸の西北部に於ける重要な商  
 業地なり人口六萬支那人三千人小麦麵粉獸皮魚肉材木等の産物あり銑鐵毛布麥酒家具類等



の如きも重要商品なり商業會議 所郵便 局税 關劇 場寺院學校等あり此地はまた桑 港  
アラスカ支那日本等に到る航海船の定撃場なり、桑 港 を距る七百七十二哩 南太平洋  
鐵道に依れば三十六時間賃金五十圓

▲シアートル 太平洋沿岸の西北部に於ける最大要樞港にして此地方商工業の中心地な  
り人口六萬最近數年間の發達大に見るべきものあり、將來有望の地區として一般に矚目せ  
らる、所なり裁判所劇場病院大學校等あり日本人の在住せる一區劃は市街目抜の場所を占  
む日本領事館教會旅館料理店諸雜貨店等あり日本郵船會社の漁船は此地を定撃場となすが  
故に邦人の便宜少からず材木ハツプス魚肉石炭鉄類の産物あり大北鐵道に依れば加奈陀ハ  
ンクローバー迄百六十八哩八時間にして到達するを得べし、桑 港 よりアラスカに向ふ船  
客は此處にて同地行の漁船に乘替ふるを例とす北太平洋鐵道に依ればタコマを距る北二十  
哩又ポートランドを距る北百二十四哩

▲ヴィクトリア 英領コロンビヤ地方の首都として人口三萬五千靜閑なる一小市なり中央  
に政府所屬の建築物博物館あり郊外風光佳麗の地少からずシアートルを距る北七十五哩  
▲ヴァンクローヴァー 英領コロンビヤの一都市にして加奈陀太平洋鐵道の終端なり、ヴ  
ァンクローヴァーアイランドのナナイモに對してセオルシア灣の一方を形づくる、此地今を  
去ること十五年前までは寂莫たる森林なりしも漁車漁船の便宜開くるに従ひ次第に繁榮に  
赴き目下數哩に亘る端正 廣潤なる市街を形成せり電氣鐵道、劇場、公園病院日本領事館  
等あり此邊日本移民の漁業に従事するもの五六百人の多きに及び是等の漁業者より内地に  
送り來る金額は毎年百五十萬圓の多きに上ると云ふ日本支那桑 港 及びアラスカ行の定  
期漁船あり人口約二萬

領事館及著名團體の所在地  
桑 港 の 部

帝國領事館 420 California St.,  
 日本人協議會 713 California St.,  
 正金銀行 515 Montgomery St.,  
 東洋瀛船會社 421 Market St.,  
 青年會 121 Haight St.,  
 美以教會 1329 Pine St.,  
 福音會 725 Geary St.,  
 聖公會 1010 Pine St.,  
 長老會 22 Prospect Place  
 日米會社 112 Golden Gate Av.,  
 日米金融社 524 Geary St.,  
 佛教青年會 807 park St.,  
 同德會 40 Grovi St.,  
 山梨鄉友會 525 Dupont St.,  
 1 Chatham Plio,

新世界社 1016 Powel St.,  
 鹿兒島縣人會 1003 Mason St.,  
 山梨同志會 849 Bush St.,  
 公同會 849 Bush St.,  
 廣島縣人會 521 Jessie St.,  
 和歌山縣人會 583 Geary St.,  
 學生俱樂部 1210 Larkin St.,  
 福井縣人會 1110 Elis St.,

シアートルの部

帝國領事館 429 Olympia ave,  
 東洋貿易商會 308 Jason St.,

鐵道工事部

ポートランドの部

ポートランド教會 393 Elanler st., Portland, Ore.

伴新三郎氏事務所(工六周旋) P. O. B. 68. Portland Ore.

サクラメント

サクラメント教會 310 M st., Sac'to, cal

下宿 松本岩二郎 No. 77 79 Alley, T, M, 8rd and 4th st. Sac'to, cal,

オークランド

オークランド教會 533 16th st. Oakland, Cal,

堂本植木屋 Central Ave East Oakland, Cal,

フレズノ

フレズノ教會 Julian st. Fresno, cal.

神川兄弟商會(宿屋其他周旋) P. O. B. 324. Fresno, cal.

ロサンゼルス

ロサンゼルス教會 713 S. B'way Los angeles, cal.

鐵道工夫募集所(脇本、西村共同) 440 Brad B'wy Building Losangeles, cal

ヴァンクーヴァーの部

帝國領事館 Home St,

傳道教會 542 Georgia St,

晚香坡週報社 341 Georgia St,

附 録

米國の新日本村

(建設者は廣島縣人と和歌山縣人)

在 米 矢野原由次郎稿

(一) 位置及び由來

桑 港を距ると百哩の北、加州政廳の在る所をサクラメント市とす。首都の周圍は所謂加州中央の大平原としてサクラメント沿岸の地と稱する沃野これなり、首都を出で、馬車を驅り東に向ふて走ると十哩許り、沿道の田園は何れも葡萄、ハツプス、苺等を耕植し、小麦枯草飼料の耕地善々として南風に暖き、耕地に灌漑する幾百の水揚風車は一段の興味を添ふるものあり、行くと半時ならずしてフロリンの小村に達す、之れ所謂新日本村なり

新日本村の稱が同胞内に傳はりしもの今を去ると僅に十ヶ月に過ぎず、當時我が移住者の數は五指を屈するに勝へず、地を耕すの人も亦極めて少なく、全体の耕地反別も大約二三十エーカーに及ばざりし、余輩の知る所を以てすればフロリンに於て最も古く農業に従事したるは廣島縣人中川兄弟と和歌山縣人寺田敬次郎氏なり氏等は千八百九十四年(明治廿六年)の頃白人園主の手を離れて獨立し中川氏は五エーカー(一エーカーは四反許)のストローベリー(苺)を試植し、寺田氏は收穫等分の方法を以て耕作し、中川兄弟は三千弗の巨利を博したりと云ふ、次で千八百九十八年(明治二十年)寺田氏は三エーカーの地所を現金にて借りて耕作し、翌年に至り西本滿之助、橋本武右衛門、小柳平吉、川本和吉及び川上某の諸氏相前後して此地の小作人となりて獨立農園を耕作し漸く單純なる力役労働者たる地位を脱し新日本人移住地の有望確實なる地盤を固むるとなれり、西本氏の如きは苺の外に葡萄をも耕植し始めぬ、此年中川兄弟は新に二十エーカーの苺園を借り受け數年來の

實驗と殊に其勸勉工夫によりて比類なき早熟の苺を市場に出だし中川の名は白人仲買中の通語となりサクラメント市附近にありて苺果を耕作する者は皆日本人としての氏が斯かる目覚しき成效をなしたるを見て茲に始めて同胞を以てフロリン地方の開発者となし、白人地主等は競ふて同胞の小作人を歓迎し大に土地賣讓の申込をなすに至れり

爾來時運の好機に乗じフロリンに集まりて農業に従事せんとするもの數十人の多きに及び最近兩三年間に五十餘戸の自作者を出し優に白人同業者を壓倒するに至りたるものなり

斯の如くして新日本村は太平洋の斯岸にありて在留同胞の最も微力なりと思惟されたる加州に建設せられたり本國政府が切りに移民の渡航を憂慮する加州の中央政府の階段を壓して興されたり、單身獨力能く斯業をなしたるもの一に彼等眇たる一介の農夫にして、資とする所は強壯なる軀體と勸勉忍耐とに外ならず、然かも能く白人同業者の競争に勝ち、終に今日の盛況を導きたるもの、吾人は右等諸氏の苦辛慘憺たる實驗と勸勉とにあるを嗟嘆して止まざる者なり

(二) 主産物の利益

新日本村の主産物はストロベリー即ち本邦の栗苺なることを云へり、實に加州の農園三分の一以上は菓物園にして、或は生菓とし或は乾菓として日常の必需品たるは恐らく故國にありては想像し能はざる程なりとす、食後必ず卓上に櫻實林檎蜜柑其他の生菓を備へて常食とし、殊にストロベリーのときは生にて食し、菓子に製し、或は砂糖と共に煮て罐詰とするが如く用途極めて廣く、其走りの如きは二寸角の小箱に殆んど二重に並べ積みたるもの一箱二十五仙の市價を有し、悉くシカエ紐育までも氷庫に藏めて送るを常とす、四月初旬を以て通例初荷の候とし順次五六七に至り最も遅きは十一月の初めに至る、其間盛りの期節にても尙小賣相場小箱五仙を下らず、而して「エーカー」即ち四反餘の畑より得る収益は平均三百弗より五六百弗に達す、是れ苗木の老幼と作不作にも關す可く、時價

の高下も一に産額の多少によりて決し一樣なるを得ず

(三) 土地の買収(昔は最も日本人に適す)

昔若くは葡萄の耕作は他の農園と大に其趣を異にし、多少本國の農業法と類似する所あり、手先きの敏活なる者ならでなし難き緻密なる作法によるものなれば、器械を用ゆるに慣れたる白人には極めて不適當なると同時に日本人には頗る容易なる者なりとす、畜に其耕作法の容易ならのみならず、土地買収の方法も極めて便利なるものあり

今土地買収の先驅者を調査したるに桑港より移住したる巽榮三郎氏を以て嚆矢とす氏は千八百九十九年(明治三十一年)二十五エーカーの地を年賦拂の法を以て購ひたり、本年に入りて西本滿之助、小柳平吉、田中新吉、巽榮三郎、前島八郎、松田正次の諸氏八十エーカーより百三十エーカーまでの耕地を買収し尙他に續々買収せんとを希望するものあり土地の價格は一樣なるべき筈なけれども先づ平均三四十弗を以て一エーカー即ち四反歩許

りを買ひ得べく、支拂の法多くは年賦を以てし、若し少しく價格の不廉なるを厭はずば更に便利なる小作買収法あり

例へば小作人は七ヶ年を期して二十エーカーの地を買収するの約をなし、先づ荒地をならし苗を植ゑ附る時は地主は小作人の請求によりて一エーカー毎に八弗位の手當を拂ひて原價格の一部に加へ其年の収入中より總價格に對する利子のみを支拂はしむ、是れ初年度の

收獲の極めて少きを見込みたるも、開墾の費用を小作人に負擔せしめたるが爲めなり  
第二年度よりは通例平均の作ある見込を以て第一回の原價年賦支拂をなさしめ順次七年に至らしむべきものとす、而して初め小作人として初めたる者も年期の後には已に二十エーカーの地主たるを得るなり、固より中途にして契約を破毀したる場合には小作人は悉皆土地に加へたる勞力と資本とを損するものなり、是れ地主が悦びて年賦小作の法を以て同胞を歓迎する所以なり

斯の如きは其一斑を示したるに過ぎずしてフロリン日本村の現況より論じたるものなり、更に加州全体の農園と小作人及び労働者たる同胞との關係に至りて大に前途有望なるものあるを見るなり

(四) 新日本村の將來(有望)

フロリンにある日本村の將來如何を論せんには先づ加州農園に於ける同胞の位置と關係とを説く必要あるを見る實にフロリン村の日本人事業は加州一般に散在せる同胞農業家中の一部として桑港を中心とせる方二百哩の地方には到る所に獨立事業の經營をなすものあり唯フロリンの如く團體をなして新日本社會を形成せるにあらざるのみ

例へばサクラメント河に沿うて下ればサクラメント、ヨーロー、ソラノの三郡あり同胞間に俗稱河下と云ふ、此地元來支那人労働者の専領地區なりしが近年同胞の取りて代れるもの多く地方一圓は過半支那人の跡を止めず悉く日本人労働者と小作人によりて耕作せら

るを見るなり、彼のポテト大王として加州に有名なる中島山本兩氏の如きは共に此地を根據地とし年々數十萬弗の農産物を市場に出せり

チーナツグローブ驛はサクラメント市を河に沿うて下ると三十一哩にして日本人の營業するもの雜貨食料店三、下宿屋一、料理屋一、外床屋と女郎屋三軒あり、此地方に散在する同胞の集散地點たり桑港灣に沿ひたる内地も亦多數の同胞をして小作人たらしむるの地方にして砂糖大根園の如きは年々借地耕作をなすもの多く、アメリカン砂糖會社及びスプレツクル砂糖會社は何れも日本人労働者と小作人を歓迎せり

桑港の南百哩にサンノゼ市あり其附近に散在する同胞も新たにアルピソ農園の名によりて十數組の夫婦連土地を賃借買収してストローベリを植る大石某を先導者として盛んに市場に輸送し遙かにフロリンと相拮抗して加州ストローベリを同胞の一手に占領せんとするの勢ひを示せり

夫れより少しく南してサンマクラ、モンテレー諸郡に入れば、サリナス市とワトソンブル市とを兩中心とし砂糖大根耕植の最も盛大なる地方にして受負人として年々契約して會社と直接取引をなすもの多くサクラメント府近傍に次で將來同胞の驥足を伸すの好望地なりとす

遙かに南加の端リバーサイト郡の附近に至れば數千エーカーの荒野新たなる灌溉によりて良田と化し茲にも進取勇猛なる同胞の先鋒軍は已に其地盤を置くに汲々としてローサンゼルス市は正に其活動の中心たり

加州に於ける同胞の勢力が兩三年來頓に加はりたるは實に十數年來東西に漂泊して農園の實驗を積み米國內地の事情に通じたるに因るものなるは論を待たずと雖も加州内地の開發が近年非常なる進歩をなしたるもの亦其原因なること疑ふ可らずたましく支那人排斥案の勵行は大いに同國人の労働者を減じ爲めに同胞をして乗するの隙を得せしめたるもの亦與

りて力あり

念ふにフロリン村の日本人新事業は加州全体に於ける日本人發達の一部を表現せる者にして「土地を所有し若しくは小作して農業に従事する」の一事は到る所に發見せらる可き事實にして寧ろ常例とするまでに同胞の進歩したるを示す者とす

(五) 國民膨脹の實證

昔し御朱印船の横行する所は大和民族の膨脹を意味せるが如く今や労働者の赴く所必ず新日本帝國の民族膨脹を示すは吾人の最も快とする所なり旅行免狀の下附に幾多の面倒を被りながら時に或は詐偽の奸策に困められて辛うじて渡米したる甚だ感む可くありし出稼人は今や着々として新日本村の建設に勉むる者ありフロリンと云はずアルビンと云はず到る所の太平洋沿岸に點々斷續する同胞の獨立事業は漸く其緒につき殊に加州農園に於けるが如き堅固なる移住民の眞基礎を置けり嚮きの困められしもの感む可かりしも今や主たり長



たり彼等の事業や實に壯快と云ふ可きなり

吾人は僅かに加州農園に於ける同胞の小成効を以て直ちに太平洋沿岸在留同胞の發達を卜するものにあらずと雖も北方シアトル市近傍の商業界に於ける同胞の進歩と將來に對する滿々たる希望とは恰も郵船會社の航路を彼地に擴張せると東洋汽船會社が桑港に於けると等しく其國民實力の膨脹が早晚沿岸の諸州に彌漫して獨逸の南米に於けるが如く英の南阿に於けるが如く領土の内容を侵蝕し「商工業の發達を講じ商域の擴張を謀り國民實質の膨脹」を計企し得らる可きは期して待つ可きを疑はず(三十五年五月)

### アルビソ日本人農園

桑港を距ると南方四十六哩にしてサンノゼ市に達す、市より更に北に向ふて八哩の處をアルビソ村とす、人口僅かに二百〇七に過ぎず桑港灣に沿ひたる小村にして海陸の便

多し、氣候は殆んど終歲を通じて寒暖の差劇烈ならず、覆盆子、トマト(西洋茄子)豆類を産す、

アルビソ村の内に十數名の同胞が共同農園を有し期成同盟と名づく、日本人間に傳てアルビソ日本人農園といふもの之なり、農園の廣さ百十エーカーにして植ゆる所は覆盆子、玉葱、トマト等にして開園以來僅かに二歳に過ぎず漸く其事業の緒につきたるもの、今や人夫三十五六名あり盛に覆盆子の收穫と手入とに従事中なり、今該園の今日に至りたる經過を記して加州に於ける農業が如何にして着手せらる可きかを明にせんとす

#### (一) 農園の成立 (中尾千松氏の談話)

中尾氏は攝津灘の人にして家は酒造を業とせるが中頃失敗して遠く海外に新事業を求むるに至りたる由にて去る三十二年六月の頃渡米し同年十月アルビソに來り白人園主の許に労働者として住み込み一年を経て兵庫縣人大石卓造氏と計り今の農園を借り受け、三十三年

九月中旬頃始めて獨立の小作人として現今の共同事業を起すに至れりといふ即ち百十エーカーより成る期成同盟の農園業は氏と大石氏との主動によりて成るものにして同盟員は十三名ありと雖も多くは十エーカー乃至二三エーカーを分擔するに過ぎず、所謂同盟の目的は收穫物の協同販賣と労働者の融通にあるが如く、農具馬匹の共用と灌漑用水の流用とは素よりいふまでもなし

(二) 農園の第一着歩

加州農園中同胞の手に歸するもの、内往々にして支那人の計畫せる處にかゝり會々事故のために中廢せるものなるは一奇といふべく、此農園も支那人某が十五エーカーの覆盆子畑を耕作し居たるものにして、其歸國するに際し切りに買手を探索中なりしもの、由、即ち十五エーカーの畑とこれに附屬せる三頭の馬と二輛の馬車及び百箇の箱とを二百五十弗に買收し得たるは抑も幸運の第一にして當年の地代は己に三分の一を拂ひありたるのみか、

覆盆子の價格亦例年に比して更らに好景氣なりしは實に得難きの幸ひなりしといふ

(三) 地代と食料の問題

地代は毎年に三期分ちて拂ひ込む契約なるが、初年第一期は支那人己に拂ひ込みたれば残るは第二第三の兩期なりしが故に非常の困難に耐へて十五エーカーより得たる覆盆子より無事に支拂ひ得たるが、地代は百十エーカーにて總計九百七十五弗なり、地代問題は斯して幸にも最も困難なる第一年度を過し得たり、然らば食料供給の途如何、加州農業者の最も多く經費を要するは人夫の問題なり殊に覆盆子の如き多の労働を要する者ありては極めて重大なる問題なりとす然れ共中尾大石の諸氏は自ら小作人たり労働者たるの地位に居り勤勉夙夜措かず爲に其最も大なる經費の一部を省くを得て直ちに食料を供給せらるゝの途を講せり、大石卓造氏には五人の兄弟あり共に米園にあると茲に年あり、長兄大石徳太郎氏はサンノゼ市にありて食料雜貨の販賣を業とし別に一家の共同事業として大なる花園

を有す卓造は第三弟にして數年間アルピソ附近にあり農園の事情に通じ兼ねて英語をも能くするを以て終に白人との交渉の任を帯びたり、食料供給の問題も茲に於て易々として解  
 釋せられぬ、土地を得労働者を有し、食料の供給に苦まず、アルピソ農園の發途は困難中  
 にも尙ほ幾多の便宜を有したるを見る可し、今や該農園に使用する馬は六頭に達し荷車六  
 輻此價格千弗に昇る、而して百十エーカー中開かざる所は僅かに數歩の地に過ぎず他は悉  
 く復盆子、豆、玉葱、トメト一等を植也

(四) 本年收穫の豫想

何れの農園と雖も新たに開墾したるものは三年を期して具に其成果の幾分を收め得るを常  
 とするものにして、アルピソと雖も亦此例に洩れず、來年に至りて少しく起業者をして安  
 からしむるものあるべきも、中尾氏の語る處によれば復盆子より得る處約三千弗、玉葱  
 千五六百弗、トメト一千五六百弗、馬糧として若干の枯草を得るを以て本年中收穫の豫想

なりといへり

(五) 農園經濟の一斑

復盆子の栽培は最も精細なるを要するが故にこれを概算するに難きも、トメト一若しくは  
 玉葱の如きは大約平均の經費を豫定し得可し、元より土地により水利の如何氣候の變とに  
 よりて多少の異同を免れざるも、アルピソ農園に於て中尾氏の實驗せる處によれば

- 一 プラサ(働きをこし) 毎エーカー 三弗 一地 代 毎エーカー 九弗
- 一 一年間の人夫 同 十五弗 經費總計各エーカーにて 廿七弗
- 一 一エーカー 七十斤入 四百箱

玉葱は

百サツク

- 一 一エーカー
- の概算にてトメト一箱の相場廿三四仙とし、玉葱一サツクを六十五仙とすれば
- 一 トメト 毎エーカー 九十六弗 一玉葱 毎エーカー 六十五弗

の収入あるを見るべし、經費廿七弗を除くも尙ほ四五十弗を一エーカーより純益として得ることを知る、又ストローベリーの如きは其出来高に依ては毎エーカー五六百弗を得るとあり即ちアルピソ農園にあるフロリン種の二年目なるもの百七八十箱を出すの豫定にて一箱の價四弗五十仙を下らず、荷物運賃の二十五仙と仲買人の手数料一割とを除くも尙ほ每箱三弗八十仙の價格を有し總計六百弗以上の収入に達するを見ん(月七)

### 加州日本人農業一斑

嚮きにフロリン村の農業者を故國に紹介して在加州の同胞が白人間における地歩の如何を明にし、在留日本人が決して輕侮度外視せらるゝものにあらざるのみか肅々として新事業を起し地方における根本的基礎の日に月に強固優勢を占めつゝあることを實證せんと欲したり、夫の職々として恐れ、競々として二三無責任者の評論に誤せられて、在外同胞の眞勢

力を測らず漫に臆測を逞うして浮説亂出ために海外渡航者の不利を招き國民的膨脹の大勢を挫折するが如きは邦家民族萬年の計を誤るものといふべきなり、吾人は故國にある有識者が大和民族發展の機微を察し移住膨脹の大政策を樹て、有爲の士と鐵の如き健兒とを海外に送り所謂民族的征服の壯舉に出でんとを切望す、即ち加州農園における同胞の現況を記して再び故國識者の參考に資する所以なり

### (一) 過去の経歴

單純なる労働者即ちクローリーとして續々渡米を企つるものあるに至りたるは僅々十年の昔を出でざるべし、日本國民の腦裡には米國を以て學問の地としてのみ印象せられ、労働地として、金儲けの場所として認められたるは極めて最近の事とす、若し同胞が太平洋沿岸の斯地に渡航せし初期よりして今日に至るまでの時代を檢せば、約三期とすべし、一學生時代二労働時代三起業時代とす、

有爲の青年壯志を懷きて太平洋を横斷せし時代は明治の初年よりして日清戦争の前後にあり、所謂洋行歸りの紳士が故國の社會に歡迎せらるゝと最も盛なりしを見て知るべし、然るに時運の一轉は海外渡航者の數を増加すると共に一派の野心青年は競ふて新地を清韓の間に求めて太平洋沿岸に渡來するものは殆んど出稼人クローリーのみ獨り以前に倍するの勢を以て侵入し、眞に修學勉強を目的とするものは比較的極めて少數となり、時に或は白人労働者の反抗を招き、政府は時機を察して終に労働者の渡米を禁ずるの告示をなすの止むなきを見るに至れり

然かも最近十年間における在留民の進歩は實に非常にして夫の貯金をなして歸國するものと酒色の奴となりて永く失敗に終りしものを除きては着々として發達の途にありき、而して今や加州農園の労働者として又小作人として日本人の地歩は半として抜くべからざるに至り、支那人逝て歸らず白人去りて漸く其跡を斷ち、地方の地主と村落の小商人とを擧

げて日本人の信用すべき、尊敬すべきことを知るに至りたるもの實に最近兩三年來の盛況なりとす

實に過去十年間東西に奔走して僅かに白人の驅使に甘んじたる同胞は其正直にして勤勉なると、職に忠實にして精細なるとは最終の勝利者として獨り加州農園の主力たるに止まらず、農藝家としての名聲は喧々として世に傳へられ、争ふて地を貸さんとする者、賣り渡さんとする者を出だし茲に漸く第三時代に入りて獨立起業の端緒を得んとせるものあり

(二) 出稼者と定住の覺悟

カリフォルニア農業の有利なるは労働賃銀の高價なるを見ても知るべし本年のごときは殊に労働者缺乏の聲高く最低額の日給一弗三十五仙より上りて一弗七十五仙を唱ふるに至り或は二弗に達せん勢ありこれ一方には農産物の州外に輸出せらるゝもの年々増加し新たに開發せらるゝ原野の極めて多きが故にして菓物園として山地を拓き甘菜及び馬鈴薯園とな

すものあり然かも一方には労働者の輸入極めて少くして到底充分の手當をなし難きもの往々にして成熟せる果物を收穫する能はざるものさへ見るに至る

されば故國にありて漸く數十錢の賃銀を得るに慣れたる新來者は先づ其收入の多きに驚き、て日雇取りに満足するの傾あり出稼人としても充分の遺利あるを見ては進んで獨立の事業を起し數年を期して利益を博する壯圖を缺くに至るも無理ならず況んや在留者の多數は言語に通せず單純なる労働者たるに甘んじたる彼等は實際責任を負ふて農業の全班を研究するの熱心と便宜とを有せざりしは一に在留同胞の定住心を生ぜざらしめたるの大原因ならずんばあらず然らば英語を解せず事情をも知らざる労働者が如何にして白人と契約して労働に従事するを得るやと云は地主と労働者との間に別に契約者なるものあるを知らば始めてこれを解するを得ん而して此契約者ころは加州の労働者間に通稱ボツスと稱せらるゝものなり

ボツスなるものは園主よりの依頼によりて若干の農園を契約監督するものと労働者を要する時期毎に園主と契約して人夫の供約をなすものとの二種あり何れも多少古參にして農園の事情と其地方の状況とに通じ兼て少しく英語を解するものとす

ボツスは云はゞ園主に對する人夫の受負師にして責任を負ひて若干数の労働者を農園に支給し其後賃銀を園主より得てこれを労働者に支拂ひ労働者の寢食と監督とを勉むるものなり而して其報酬として得る處は園主よりの給料と労働者各個の賃銀百分の五をコンミツンヨンとして所得とするを常例とす

労働者の多數は何れも此等のボツスによりて労働口を得るの便利なるよりして自然の趨勢はボツスをして同郷人を集合し同村人を部下とするに至らしめ地方によりては廣島縣人の勢力範圍たるが如く或は和歌山縣人熊本縣人の多數を以て農園を占領すといふが如き一種異様の出稼移民の團體を形成し雜貨店宿屋の如きに至るまで争ふて縣人組織の下に連絡を

通するを見るなり斯の如くして各地方に定住するポツスは年々歳々四方に離散集する同胞労働者を運轉して地方の状況に従ふて其知己郷黨を以て相互の利益を保護せると實に自治の制其實に達せりともいふべし

然らば各地方における同胞の新事業は正に此等のポツス連によりて開始せらるゝの運命を有したるものにして所謂着實なるポツス等は往來常なく事情に通せざる多くの出稼人をして其長所を白人農園主間に示して終に今日の信用を増すに至らしめたるものとす而して此等のポツス連は何れも一地方に定住せるが故に農藝の研究も容易にして地方の状況に精通するの便あると共に單に労働者を支給してコンミッションと給料とに甘んずるの愚なるをも悟り進んで契約の範圍を擴張し園主の信用を得て農園の全部を引き受け之を監督し損益を賭して園主と利益を分配するの計畫をなすに至りたるも無理ならずこれ加州の全体を通じて到る處に十年の設計を立て、定住の覺悟をなすものを出すに至りたる動機なりとす

(三) 加州農園の小作法

金利の低廉なると信用の博く行はるとは農園小作法をして極めて容易ならしめ其法も亦種々なりと雖も收穫物の分配法によるものを最も普通とし

▲地主は土地と農具一切及び居宅と馬小屋とを小作人に支給し小作人は耕作と人夫とに對する悉皆の費用を拂ひ收穫の總所得と四分六又は折半とするものを例とす之れサツクラメント河畔の野菜園に多く見る所の小作契約の法なり

▲莫物園にありては多くは地代を拂ふて數年間を租借するを常とし果園の種類と位置と地味とによりて等差あれども一エーカー二十弗内外より三十五六弗に達す勿論直ちに收穫ある可き果樹と家屋とを備へ小作人は一年を支ふるの資金と労働者に支拂ふ可き賃銀とを有すれば普通の收穫わり普通の市價を保つ場合には少くとも二三弗の純益を一エーカーより得るに難からず

▲大根園即ちシュガービーツを耕作する地方は桑港を距ると南方百哩の附近にありスプレックル會社を以て其主領とするとするが其會社所有地の小作料は一エーカー八九弗より十四五弗の間にして一エーカーより生ずる大根は最少額八九噸平均より最高額は三十噸に達し毎噸四弗五十仙の定額を以て會社に買入るゝを常とす

此會社より借地するものは契約の當時地代の半額を前拂とし定額は收穫後に計算するものとす  
▲小作料を支拂ふから數年の後は土地を買得し得る便法をさへ與ふるものあり即ち毎年の收穫高よりして地代を支拂地價の幾分と總地價に對する利子とを拂ひ込むものにして二の方法は小作人の收入極めて小く唯數年の後に

至りて土地を所有し得るの望みあるが故に小作中は殆んど此支の相償ひ得るにて満足せざる可らず  
 實に小作人として土地を得るの易きは殆んど想像にも及ばざる程にして近來同胞の信用増  
 加すると共に愈々便利なる方法を設けて日本農夫を歓迎するの勢あり所謂イニユタルメン  
 トの方法によりて土地を買収するも亦極めて容易なるを見るなり

(四) 小作人の増加と下受人

労働者たりし各地方のボツス等が漸く小作人たるの地位に達するに及びては嚮きに部下た  
 りし労働者は又一歩を進めて下受人たるの幸運に際會し日本人の小作する所は悉く日本人  
 のみを以て組織せられ其数の増加するに従て支那人と白人とを驅逐せるも亦自然の數なり  
 サクラメント河畔とソノママバレー及サンタクラ、モンテレー兩郡の如き何れも桑港  
 を距ると直徑百哩の園内にありて悉く同胞農業者の範圍に屬す  
 小作下受人のなす所は契約によりて一様ならず或は單に労働者の支給に止まるとあり或

は更らに小作人と三分一位の收穫分配の法によるものありと雖も何れも小作人に於て馬匹  
 を用ゐて耕作すべし仕事は悉皆これをなし唯單純なる労働にとりて農園の監理をなすを常  
 とす此小作下受負なるものは全然野菜農園にのみ見出さるゝものとす

(五) 加州の要する労働者

在留同胞は已に獨立起業の氣運に向ひ加州の沃野にはやがて點々として新日本人部落を現  
 出す可く本國にある資本家も亦其有利なるを見れば敢て其投資を危まざるに至るべきなり唯  
 目下加州農園の要求する所は眞正の農業者にあり手に鋤を採りて野を拓く農夫にあり半營  
 生半外交家の如きは斷じて其輸入を拒絶せざるべからずたゞ強壯なる體軀を有する着實な  
 る起業家を先鋒とし孜孜として厭かず汲々として倦まざる經驗ある農夫を本隊とせざるべ  
 からず少許の資本を本國に仰がんよりは寧ろ鍛錬の如き眞労働者を得るの更に有望なるを  
 見るなり而して渡航者をして先づ農業を以て加州の沃野を己が有とし永く新事業を新天地



に起すの覺悟を有せしめよ十年の計をなし廿年の大計を立て、新らしき青山を斯地に求むるの決心をなさしめよ(八月)

補遺

米國における日本人獨立農業の一般は前項に説明する如くなるが農業界の概況を記せば同胞の農業に従事しつゝある場所はフレシノ、サクラメント、サンノゼ、サリナス、ワツソンプイール、アルピソ、クライクスボーク、キヤストロピル、フロリン、キルロイ、ニユイキヤストロ、ペンリン、マカビル、ウインタース等にして〇〇〇〇は葡萄の産地として其の名高く世界に供給する米國干葡萄は所謂此地の産なりとす氣候は盛夏九十度より百二十度の間を昇降す、葡萄期節は九、十、十一の三ヶ月にして、労働賃金は摘採の箱數に據る者なれども一日平均二三弗に相當すべく病氣休み事故休暇等を引去りても二三ヶ月の間に五十弗乃至百弗は稼ぎ得ん、サクラメントの氣候も略フレシノと相似たり菓物野菜を産

すの地にして新日本村の稱あるフロリンに近し此地の賃金は日働即ち一日何程と定むるが多く大抵一弗以上一弗五十仙なり、サンノゼは菓物野菜の特産地にして赤茄子、馬鈴薯、玉葱、覆盆子等あり賃金は一日十一時間労働にて一弗以上一弗半を通例とす、サリナス、ワツソンプイル等の地は砂糖大根を産出す八月より十二月の兩時まで引續き仕事あり一日の賃金は例年一弗廿五仙なれど支那人排斥の結果は多少の値上を見るに至れり大根仕事は農事中第一困難の業なるを以て純然たる百姓にあらざれば堪へる能はず而も百姓の獨占場としては恰當の仕事場なり

米國太平洋沿岸實業一斑

農業 (吉村大次郎氏談話要領)

北米太平洋岸殊にカリフォルニアの地は氣候温和天惠地福の府といふも敢て過言に非ず、試みに桑港の市街を出で加州の大平原に入らんか、千里の沃野茫々として遠く地平

線に連り、豊饒無比の土壌耕すに人無くして、空しく狐狸栗鼠の跳梁するに任せ、何人か來りて之を開墾せんとを待てること切なるものあり、其對手白人たり黄人たり赤人たり黑人たるの別は意とする所にあらず、地主と一二次の交渉たになさば、殆んど無代價同様の方法を以て、借地若くは買得するを得べく現に不動産の所有權は、事實上、日本人の有り得べきものとなり、菓實若くは野菜の耕作に従事して、倭に百年の計をなせる同胞少からず、サクラメント郡フロリン村(新日本村)の如きは、特に數十戸の日本人村落を爲したるが故にこゝ著名なれ、畢竟は彼等の従事せる覆盆子培養の如きは、加州農産の中に於て、大海の一滴にして、殊に其品物の保存し難くして、遠路を輸送するに便ならざるや、現今の産額のみを以てして、早く既に其販路に窮せるが如き情態なれば、實は該地方日本人農業中の微々たるものなり、其他の農産にして無限の需要ある砂糖大根、馬鈴薯、林檎、葡萄豆類其他種々の草花の耕作に於て一人にして能く數十百エーカーの地を永借し、若く

は買得して、盛大なる事業を営める者指を屈するに違わらず、今一二其實例を挙げんに、彼の有名なるカリフォルニア州サンタローザの豪農長澤鼎氏とは姑く措くも同州ワツンビルと稱する地には常に數百の日本農夫、一首領の下に團結して、盛に林檎大根等の耕作に従へるありカストロビルにありては尾上某の一手に數百エーカーを握れるあり、フレスノ方面にありては既に日本人の獨立葡萄園を営める者あり桑港に於ては牛島謹爾の馬鈴薯等を培養して、年々數萬弗の巨利を博せるあり、安孫子久太郎が數百千の入夫に長として東西百哩以上に亘れる受負農業に従事せるあり、其他大小無數の日本人農業者は恰も封建割據の武士の如く各地に蹠踞して目前無限の遺利に對し、只た其資本豊ならざるが爲に空しく小規模に安せる者枚擧に遑あらず、之を要するに、現今カリフォルニアにおける日本人は、個々出稼の時代より漸く進んで定住營農の域に達し、既に多數の成功者を出すに至り、前途多々益好望ならんとす、

土地は我國內地に於ては祖先傳來家々の資産にして數町歩の田畑すら、之を買得する容易の業に非ずと雖も、彼國に在ては唯一種の賣品のみ、之を買ふの易きは恰も菜葉を買ふが如し、其故は他なし數百千里の沃野、數萬億頃の美田、皆これ二三十年前にありて、僅に木柵を結ぶのみの手續を以て無代價にして彼等の占領したるものなり、而も若し之を耕作する者無くんば、無限の饑土も終に一錢の利潤を生ずるに由なからんとす、此故に彼等が人を迎へて土地を賣らんと欲するの熱心なるとは、恰も持ちあぐみたる商品を店頭之列ねて客を待つと一般、苟くも顧客にあらば、其代價の如きは年賦月賦收稅分配等殆んど買方の欲するが儘の約束を爲して賣り付るを常とす彼等何の違ありてか其對手の國籍人種等の別を問はんや

サクラメントには日本人勸農義社なるもの起り同胞農業者をして、極めて容易なる方法を以て、將來の地主たらしむる道を講究し且之を實行せるあり、よし又斯る結社にはよらざ

るも、苟くも相當の資力を有し組織を立て、十年乃至十五年定住の覺悟を以て、勤勉力行土着の業に従事せば、數十町歩の沃地に主たらんとは、決して至難の業に非ざるなり、語を寄す全國有爲の青年諸子、徒らに内地にありて蝸牛角上の功名利益に離隔たらんよりは、寧ろ雄願一番米大陸の沃野に飛躍して更に遠大の計を畫すべし、數年の後には其成績の必す郷黨を驚かすに足るものあらん、今此言の實際において決して虚ならざるを證せんためカリフォルニア州サンヨアンノ平野において三百三十八エーカー（一エーカーは約四反）の借地を爲し砂糖大根の耕作を爲すとしての支收決算表を示せば左の如し

支出の部

- 一金一千六百六十六弗 借地料但一エーカーに付七弗
- 一金二千二百三十六弗六十五仙 二回鋤き返し及び肥耕賃但一エーカーに付五弗十九仙
- 一金百十三弗八十仙 種蒔賃及び列播器使用料但一エーカーに付四十九仙

一金二百八十三弗  
 一金一千百弗  
 一金九十弗  
 一金二百八十五弗  
 一金一千三百三十五弗三十仙  
 一金二千二百二十五弗五十仙  
 一金二千二百二十五弗五十仙  
 一金二十弗  
 一金三百弗  
 合計金一萬〇八百八十弗七十五仙但し一エーカーに付四十五〇七十二仙  
 (右の費目中肥料代の項無きことに注意せよ是れ地味豊饒にして施肥の必要無ければ)

種子二千八百三十斤代但一斤に付十仙  
 大根間拔人夫一千百分一日に付一弗の割  
 中耕及草拔賃人夫一人馬二頭三十日分但一日三弗の割  
 大根抜き鋤き反し人夫二人四頭馬車一個九十五日分但  
 し一日三弗の割  
 大根菜切り放し及び荷車積込み人夫一千三百三十五日  
 分但し一日一人一弗の割  
 停車場まで三哩間大根運賃但一噸五十錢の割  
 製糖所まで鐵道運賃  
 庖丁及び鐵代  
 以上出費金の借入利子

なり)

収入之部

一金二萬七千八百十七弗二十二仙  
 砂糖大根四千四百五十一噸餘買上代金但し一噸に  
 付金四弗  
 大根頭菜賣拂代金  
 一金二百弗  
 合計金一萬八千〇十八弗二十二仙

差引純益金七千三百三十六弗四十七仙也

(一八九九年カリフォルニア州農業協會の調査報告に依る)

即ち知る上記一萬八千八百八十弗七十五仙の營業費用中、地代、種子代、鐵道運賃、用具代及  
 び金利を合せて四千四百九十四弗五十仙を控除し、残る六千三百八十六弗二十五仙は、實  
 に勞働賃金として拂はれたる金額なることを  
 若し是に比するに、我國の借土農夫が、一家數口粒々辛苦して能く一町歩の田面を耕作す

と假定し其收穫する所は、年豊にして平均二十五斛の米なり、而して其中より十五六石の小作米を地主に納め、剩す所僅に九石或は十石、更に若干の肥料代を控除し、残る所を以て彼等半歳の勞働日數に割りあつれば、其一日の賃銀果して幾何や、宜なる哉彼等の菜色あるや

然らば我國有土農夫の經濟は如何といふに、一町歩の耕作に少くとも常時一人半の農僕を雇ひ、二十五石の收穫米に對して二十六圓餘の地租と之に匹敵せる府縣郡町村税を徴せられ、更に肥料雇賃を控除し、學校神社等の寄附をなし、残る所を以て家族五六人の生活を支ふれば三四町の田面を有すと雖も其純利亦幾許かあるや、さればこそ郷中屈指の豪農といはれたる家にして、縦ひ流連荒忘酒色に淫ざるまでも、一二回の選舉競争若くは泡沫會社の失敗の爲に數千圓を蕩盡せば、忽ちにして破産宣告、家什競賣の憂と目を見累代貯積の家産之を失ふと毛を燒くよりも速なるものなり、斯の如きは固より當事者自家の過失に

因ると雖も抑も亦我國農業の利甚だ薄くして、農民の財産は恰も瘠土に立てる老木の如く一陣の暴風來て其幹枝を撃たば、忽にして根底より覆るものゝ如く然り、斯くの如くにして滔々として底止すると無くんば我國農民の運命も亦た憐む可らずとせんや、是を以て彼のカリフォルニアの大沃野における區々の營農者が、自ら一頃の田、一畝の圃を有せず僅に一縷の信用に由りて土地と資本とを借用し、數十人の人夫を役して、半歳にして能く七千餘弗(二萬三千餘圓)の利を博せる者に比せば、國狀形勢の上にて、聊倫を失するの嫌無きに非ずと雖も、彼我農利の差違抑も亦た甚しからずや、然らば則ち是れが救濟の道如何、曰く只だ移民あるのみ、嗚呼一に只だ海外移民の策あるのみ

漁業

漁業は南の方モンペリーの邊海に野田晋次郎といへる着實温厚なる壯年企業家が十數艘の漁舟を擁して或種海産物の利を獨占せるあり、就中貝類及び章魚屬の如きは、牡蠣を除く

の外殆んど白人の食ふと能はずして市に價なく、漁夫之を捕へず而して日清人の嗜好措く能はざる所のもの極めて多く、彼等は之を桑港其他の清人市場に輸し、餘あれば即ち錫詰を製して、太平洋岸は勿論、遠く布哇にまでも輸送し以て、充分の利を博するに至れり。野田氏曰く、此邊漁業の利一に只た資本及び設備の大小に由る、海産素と無限、業を擴るの範圍際涯あると無し、唯た奈何せん資力に限りて、此無盡の天福を閑却せることを。由來我が邦人漁業の技術及び其企業心とは天下殆ど比ひある無く、千嶋の寒水、樺太の冰山にも險を冒し資を投じて、漁舟の帆影出沒せざるなくして、而て却て此温風靜波所謂太平洋邊の廢物に由りて富をなすべきの事業を顧みざるは何ぞや、若し適當なる資本家ありて資を投じ力を彼等に合する者あらば、其潤利蓋し前述の農業に比して更に一頭地を抜く者あるべきなり

北の方英領加那太における漁鮭の實況に至ては思ふに既に世に明なる所、故らに予の詳述

を要せざるべく、五千人の日本漁夫は屢白人等の妨害あるに拘らず、克く戦ひ能く働きて遙に家郷を潤ふし、紀州其他海邊の寒村今は其面目を一新して殷富の狀、掩ふ可からざるものあり

林業

北米太平洋岸に於て無限の原野と共に吾人の眼を驚かすものは無限の森林なり、殊にオレゴン、ワシントン兩州の山間は、一望百里悉く松杉、檜等の大樹鬱生して、開闢以來未だ斧鉞を容れず、周圍十數丈の良木も空しく之を灰盡に附して田面を開ける有様は、到底内地人の夢想たも及ばざる所なり、加ふるに運送の便極めて宜しく、少しく大なる山林を、伐らんと欲せば、豫め鐵道會社に交渉して、鐵軌を布設し貸車を供せしむるを得可く直に之を海濱に輸して、目的の地に致すべし、近時我國の家作中に散見せる所謂亞米利加松は、實に斯の如くにして入り來れるものなり、而して山林の原價を問へば殆んど無代價同

様にして、材木の價は一に只た伐採費と運賃とを以て成るといふも過言に非ざるなり  
 然らば即ち我が日本人にして、既に其手を斯業に染たる者あるか、然りワシントン州ポ  
 トランド市街に伴新三郎なる人ありて鐵道人夫受負業の傍ら數千エーカーの森林を買收し  
 て徐々に之を開けり伴氏の語る所に由れば、森林の代價も亦收て即金を拂を要せず、事業  
 擴張の區域無限なれども只適當の労働者無きが爲に擧らず一日二弗の賃金を拂ひて尙は  
 人無さに苦めりと、本邦内地の青年諸子奮勵一番巨利を對岸に獲取し來るの勇氣無きか。

各種労働

四萬の在留日本人中九分以上は労働者にして其種類は鐵道工夫を最多數となし、約一萬五  
 千農業之に亞で約一萬、漁業に従事せる者約五千人、其餘は都市に止りて雜業を營み或は  
 白人の家庭に雇はれて業務を採れり、就中鐵道人夫に至ては有名なる南太平洋線を始めとして  
 北太平洋線、大北線、太古麻東線、サンタフィー、チレオン短線、アイダホ北線、デヴァ

ンストン線、合同太平洋線等、日本人工夫を使用せざるは無く、遠くは其範圍シカゴ市の附  
 近にまでも及び、至る所雇主の好評を博して、供給擴張の望洋々たるものあり、否な啻  
 に前途の希望に止らず、現時既に需要の切迫なるに反して、我政府は却て労働者の渡航を  
 事實上に禁せるより、益人夫の缺乏を來し、今春以來彼等の賃金は一日壹弗二十五仙より  
 昇騰して一弗五十仙となれり、即ち一ヶ月間、休日を除きて、得る所略四十弗其中十弗を  
 飲食費とし五弗を小遣錢とせば僅に労働の疲を醫するに足るべき身分相應の快樂を買ふを  
 得べくして、剩す所乃ち二十五弗、之を日本金に算して略五十圓なりとす  
 農業労働に至ては鐵道工夫の如く常久の業にあらず、多くは春夏秋の三季に限れるを以て  
 隨て一日の勞銀更に多く、殊に夏季收穫の最中に方り菓物採收の分量に由て賃金を定む  
 る場合(ピースウチークといふ)の如きは、壯者は能く一日にして三弗(六圓)以上を得ると  
 あり若し更に南進してローサンセルスよりリハサイドの方面に至らば蜜柑の採收に冬期の

職を得べし然るに近來我が政府が嚴密煩瑣なる労働者渡航取締(其實抑制禁遏)の影響は忽ち日本人の缺乏を生じ、本年夏季における賃銀の暴騰は之を想像するに餘ありといふべし、家庭内の働は、素朴なる田舎出身の工夫は之に適せず多くは市街地より出でたる青年若くは書生分のみ採る所に屬し其種類は料理番、給仕人、掃除役、園丁及び屋内従者等にして、賃金は熟練の程度により、生活の外、一ヶ月十五弗乃至三十弗の間あり

若し夫れ學生に至ては、一日三四時間家庭の労働に従事せば、之に報ゆるに寢室良食の外一ヶ月六弗の給料を受け、充分の勉強時間を得て、各其志す學校に通學し得るの便法あり此の如くにして無一物の青年學生は數年の忍耐以て能く一科有用の學術を修め、歸來我國社會の上中流に位せるもの過去十四五年來其數百を以て數ふるに至るまた頼もしきことと云ふべし

人夫受負業

人夫受負業の大なるものは鐵道を最となし、シヤトル市には山岡音高、熊本一二三、ポートランドには伴新三郎、桑港には脇本勤、倉永照三郎、更に東北に至ては橋本大五郎等、多きは數千、少きも數百の日本労働者に長として巨利を博しつゝあり、農業に至ては各地到る所に「ボツス」Boss. と稱して、日本人夫受負業を營み、或は一人一日の賃金より若干の手数料を徴し、或は田面の勞作を地主若くは借地人より受負て、自ら工夫に仕拂をなす者あり、皆在米數年彼地の農事に通じ、相當に英語を能くし、彼我の中間に立ちて一切の掛け引きをなせり、尤も多數のボツス中には不徳不正の徒もありて、時には労働者の賃金を雇主より受取り、之を彼等に分配せずして持逃げをなす等の失態を演ずる者無きに非ずと雖も、今日の在米日本人は、復五年十年前の如く渾沌たるものにあらずして、既に隱然一社會を形成せんとするの域に達し、數種の日本字新聞雜誌類もありて、幾分か社會的制裁を有し、不義不徳のボツス輩は、次第に其非行を暴露せられて、復起つ能はざるに



至り、比較的 篤實なるもの漸く勝を制せんとするの好兆候を現はせり  
 是等の受負業者は概ね 桑 港 其他着船地の日本人旅宿業者と連絡を通じて人夫を周旋せしめ一人に對して二三弗甚しきは四弗五弗の周旋料を與ふるを以て旅宿業者が新渡來の労働者を自家に引かんとするの熱心なるや、着船毎に先を争ふて波止場に出で迎へ、競争の極、時に如何はしき手段に由りてまでも、客を連れ歸るに至る、一種の弊害といはしいへ、又以て彼地に在て如何に労働者の需要多くして、新渡航者の貴重なるかを察するに足るべし

但し日本人旅宿業者も近時次第に組合を結び、規約を定めて、漸次改善の途に就かんとするの傾向あるは喜すべきことなりとす

紐育に於ける日本人

在紐育 生 江 孝 之

東洋の覇權を握りて世界に雄飛せんとする、大和民族が五洲の商權と富とを一手に收めん

とする北米合衆國に於て何をなしたつゝあるかは嗜味ある問題の一である試にその一端を諸子に紹介せんかと思ふ、統計表といへば無味なるものではあるが時には必要なる者である千八百九年即ち今より九十三年前の時昔我同胞の米國にある者實に僅かに千五百人であつたが最近八萬六千人の多さに達して居る勿論の中には布哇をも含んでゐるのである  
 太平洋沿岸の日本人に就ては大分世上に紹介せられて居るから紐育市の事を重に語らんと思ふ、當市には早や千人の同胞が居るその營業を區別すれば銀行及び會社の數が二十四、新聞が二種、下宿屋が九軒旅館及び料理店が四軒と蕎麥屋が二軒に醫者が二人の外總領事館と日本人基督教會が三に重なる俱樂部が二である、桑 港ならば兎に角紐育に蕎麥屋が二軒もあるとは驚ろかるゝことであらう下宿屋では夕飯が必らず日本食であつて茶碗と箸で三四杯を傾けるが時にはすし又はおはぎなどあつて、更に浪華の真中と異なる所なしである日本食を傾むけつゝ盛に故郷を談するなどは千萬里外の異邦にある者の一大快樂

である

次に如何なる種類の人々が集まつて居るかといふに大多数は所謂天下の英雄眼中に在りの青年であつて將來頗る有爲の青年に富んで居るが現在には仲々荒仕事をしてをる人も少くない大略左の如く區別するを得るならんか

會社員百五十人、官吏及び學生三十人、米國海軍雇員二百人、家族的勞働者四百人、雜二百人

家族的勞働者

會社員や學生及び官吏中には人材を有するは無論で家族的勞働者の中にも俊才を有して居る一たび風雲を得れば池中の者にあらすてふ人のあるは愉快な事である然しこの鬱勃たる精神あるため動もすれば大和男子たゞといふ考からして主人の取扱に忍び兼ねて多少爭論の揚句憤然カバンを提げて下宿屋に歸り來る者も少なくない然しこれは甚だ賀すべき事ではない堪忍のならぬ堪忍をするは必要なので忽ちに山櫻主義は下僕とし

て人に使はるゝ間は慎しむべしであると思ふ將來渡米の青年には忍耐不撓の精神を要する事である

一体かの家族的勞働は幾何の給料を得るかといふに四五年も經驗のある人ならば月に五六十弗(勿論食住の外に)を得るは稀有ではない然し平均先づ廿五弗位であらう經驗もない言語も不通の青年ならば十四五弗位が平均であるこの無經驗の青年には大分奇談があり勝て所謂啞の旅行に髣髴たる事は數次繰返されて居る時々にはこの奇談が夕食の好談柄となりて抱腹絶倒する事もある

家族的勞働を容易に見出し得るかといは、年々日本人の増加するのと特に本年は英國の戴冠式に赴むく者が多いので中々困難の方である例せば二人の下僕を要するのに三十餘人の日本人を呼び寄せて大分精細に取調べた後漸やくろの中から選んだなどいふ事がある然し兎に角忍耐して正直に働く決心ならば生活上に非常な困難を生ずる事は先づ皆無と見て差

支なしに近しである今は現に歸朝して高襟黨に屬する紳士達で在米中は手掌の皮を厚くした人々は甚だ多いと信ずる然し労働の神聖を重んずる國柄丈に向うれが平氣な許ではなく他人に依頼するよりは額に汗するは名譽なのである

當市の日本婦人 當市には日本の婦人は甚だ稀である特に悦ぶべきは醜業などを營む人は一人もなく日本の婦人は到る處に好評を受けて居る元來日本の婦人は東洋の習慣として男子と交際して愉快に時を送る事などは到底歐米の婦人に遠く及ばないのであるが然しその代りに温良で従順で而して正直な點に於ては恐く世界の比を見る少ないではないかと思ふ當市などで下女働をなす下賤の白人などはその品性に於てもその道徳に於ても甚だ低いので公德を重んずる割合には私徳を尊ぶばぬ様である主人の物品を竊取する事などは實に珍らしくはない特に黒色婦人に在つては十中の七八が不信用の者である他人の物品を竊取する事などは餘り悪しくは感ぜないであらう丁度日本人の或種の人々は平氣で良心

の苦痛もなしに偽言を吐くのと同じ事である事柄が少しく横道に馳せたが兎に角日本婦人は米人には非常に歓迎せられるので一度歴はれ度い廣告を新紙に掲ぐれば翌日の郵便配達人は平常よりは少し肩が痛くなる程である労働を欲せらるゝ正直な婦人は宜しく當市に來るべしと御勤めを致すのである

米國大學遊學生 日英米の三國鼎立同盟をなすを得たらんには世界の平和を維持するには充分餘りある事である日英二國の同盟は東洋の平和を擔保して日本の勢力を清韓兩國に扶植するを得るとは勿論である日英米の關係が密接するに従つて英米の思想も一層深く日本の社會に理解せらるゝであらう學界に於ける米國の勢力は獨乙に及ばざるは一般の認むる所ではあるが日本社會の獨乙崇拜も今や次第に下火に傾むきつゝあると思はるゝ米國大學決して輕視すべきではない四百の大學校のある事なれば所謂玉石混合ではあるがハーバート、エール、コロンビヤ、シヨンスホップキン、シカゴ等の大學は世界の有数の大學に

比して遜色はないのである故に有爲の青年諸氏は特に資金の裕ならぬ人々は宜しく米國大學に遊ぶべしである今試みに曾て米國大學に遊學したる日本人にて知名の士となりたる人々を擧ぐれば左の如くなるらん

エール大學の部 山川健次郎、澤田俊三、田尻稻次郎、相馬永胤、嶋山和夫、箕作佳吉、三井直吉、岡部長職、中島力造、福岡秀猪、浮田利民、足立通衛、小崎弘道、湯淺吉郎、松方松之助、大久保利武、神谷三郎、市原盛宏、原田助、野澤鑿、樺山資英、森田九萬人、小松緑、横井時雄、片山潜、政尾藤吉、阪田貞之助、藤原惟郎、福田辰五郎、松木亦太郎、

ハーバート大學の部 金子堅太郎、小村壽太郎、岸本能太夫、木村峻吉、  
ジョンズホップキン大學の部 久原射、箕作佳吉、佐藤昌介、新渡戸稻造、元長勇次郎、家永豊吉、渡瀬庄三郎、石阪正信、高木正義、五島浩太郎、中瀬戸六郎

以上の諸氏は皆同校にて哲學博士の證書を得たる人々にて米國中同校籍日本人に博士號を與へた所は外にはないのである

他諸大學の部 森有禮、新島巖、高松豊吉、外山正一、矢田部良吉、渡邊龍聖、神田乃武、珍田捨己、佐藤愛磨、内村鑑三、下村孝太郎、池田榮次、成瀬仁蔵、小野榮次郎、安部磯雄  
コロンビア大學は當市内に設立せられ居る者で現任市長セズロ大博士は前總長であつたが

るの間に非常の發達をなしたのである當校教授中にはギツデンクの如き故メーア、スミスの如きクラークの如き何れも世界有数の學者である又目下同大學に在る日本の學生は十數名あつて一の勢力となつて居るものの中には俊才も少くないと信する同校にて始めて哲學博士を得たのは本年であつて木下榮太郎氏である此れよりは年を遡うて博士號を得る人が増加し來ると信するのである現任同大學總長マテラー博士の亦米國教育界に於ける木鐸であつて米國大學總長中最も年少者の一人である思ふに同大學が他諸大學を凌駕する時があつて米國文學の中心もポストンより紐育に移りつゝあるとは識者の認むる所である

### 日本郵船會社汽船神戸シアートル間發着表

金州丸	神戶發	十月十五日	シアートル着	十月二十日
信濃丸	横濱發	十月十八日	シアートル着	十一月六日
土佐丸	神戶發	十一月一日	シアートル着	十一月二十日
	横濱發	十一月四日	シアートル着	

土佐丸	十一月十八日	十二月二日	十二月二十一日
信濃丸	十一月十八日	十一月十八日	十二月八日
金州丸	十一月四日	十一月四日	十二月二十四日

シフトル發  
ヴィクトリヤ發  
横濱發  
神戸發

備考 日本郵船會社の米國航行船は二週日に一回發着する定期船若れば前表以外の分は其時日の割合を以て推せば容易に判然すべし

### 日本郵船會社米國線船客運賃表

自	至		自	至	
	神戶	橫濱		倫敦	倫敦
香港	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦
上海	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦
門司	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦
神戶	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦
橫濱	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦
自	全往復一年有効	全往復一年有効	倫敦	倫敦	倫敦

### 米國行及歐洲通船客運賃ニ關スル規定

- 一 一等特別運賃は海陸軍人、外交官、領事館員及其家族等に適用す
- 一 一等特別運賃切符の發行を請求する船客は各正當なる資格證明書を提出あらん事を要す
- 一 一等特別運賃切符は片道に限り發行するものにして復航切符には特別運賃定額を適用せず
- 一 歐洲通一等船客の太平洋洋航船は紐育線船による船客は英貨十一磅セント、ローレン線船による船客は英貨十磅とす
- 一 歐洲通特別三等船客の太平洋洋航船は紐育線船による船客は英貨九磅セント、ローレンス線船による船客は七磅とす
- 一 米國行下等六十五圓
- 一 小兒運賃
  - 日本支那諸港間及太平洋沿岸各港行
    - 及特別(五歳以上十二歳未満) 一人 半額
    - 及特別(二歳以上五歳未満) 一人 定額の四分の一
    - 三等(二歳未満一人に限り) 無賃他は各定額の四分の一

### 東洋汽船會社汽船橫濱桑港間發着表

船名	發着地名	横濱	發	ホノル	發	桑港	着	桑港	發	ホノル	發	横濱	着
亞米利加丸	香港	三十四年	一月	二〇	二月	二六	三月	三二	三月	三九	四月	四月	四月
亞米利加丸	香港	三十五年	二月	二六	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	四月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	五月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	六月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	七月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	八月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	九月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	十月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	十一月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三月	三月
亞米利加丸	香港	三十五年	十二月	三九	三月	三二	三月	三九	三月	三二	三月	三月	三月

日	香	亞	日	香
本丸	港丸	米利加丸	本丸	港丸
二	一〇	二一	二〇	二九
三	一〇	二一	二〇	二九
四	一〇	二一	二〇	二九
五	一〇	二一	二〇	二九
六	一〇	二一	二〇	二九
七	一〇	二一	二〇	二九
八	一〇	二一	二〇	二九
九	一〇	二一	二〇	二九
一〇	一〇	二一	二〇	二九
一一	一〇	二一	二〇	二九
一二	一〇	二一	二〇	二九
一三	一〇	二一	二〇	二九
一四	一〇	二一	二〇	二九
一五	一〇	二一	二〇	二九
一六	一〇	二一	二〇	二九
一七	一〇	二一	二〇	二九
一八	一〇	二一	二〇	二九
一九	一〇	二一	二〇	二九
二〇	一〇	二一	二〇	二九
二一	一〇	二一	二〇	二九
二二	一〇	二一	二〇	二九
二三	一〇	二一	二〇	二九
二四	一〇	二一	二〇	二九
二五	一〇	二一	二〇	二九
二六	一〇	二一	二〇	二九
二七	一〇	二一	二〇	二九
二八	一〇	二一	二〇	二九
二九	一〇	二一	二〇	二九
三〇	一〇	二一	二〇	二九
三一	一〇	二一	二〇	二九
三二	一〇	二一	二〇	二九
三三	一〇	二一	二〇	二九
三四	一〇	二一	二〇	二九
三五	一〇	二一	二〇	二九
三六	一〇	二一	二〇	二九
三七	一〇	二一	二〇	二九
三八	一〇	二一	二〇	二九
三九	一〇	二一	二〇	二九
四〇	一〇	二一	二〇	二九
四一	一〇	二一	二〇	二九
四二	一〇	二一	二〇	二九
四三	一〇	二一	二〇	二九
四四	一〇	二一	二〇	二九
四五	一〇	二一	二〇	二九
四六	一〇	二一	二〇	二九
四七	一〇	二一	二〇	二九
四八	一〇	二一	二〇	二九
四九	一〇	二一	二〇	二九
五〇	一〇	二一	二〇	二九

東洋汽船會社船客賃金表

本表ニ記載ノ賃金ハ變更スルコトアルベシ

横濱桑港及歐米各地間

横濱神戶及長崎ヨリ	上	等	從	者	中	下			
普通	特別	往四月内	往一年内	普通	特別	往四月内	往一年内	中等	下等
20.00	30.00	15.00	25.00	10.00	15.00	20.00	15.00	10.00	5.00



通常ノ時ハ本船出帆二日前ニ乗船地ニ着ク事

悪疫流行地ヨリ乗船ノ時ハ本船出帆前五日間右關托醫師ノ診断ヲ受クル事

第三、手荷物ハ右關托醫師ノ消毒ヲ受クル事

第四、米金三十弗以上携帶スル事  
第五、婦人乗船ハ夫カ米國ニ在住スルカ或ハ正當ノ職業ヲ持ツモノニテ共ニ米國領事ノ證明ヲ受ケタル者

### 上陸の際注意すべき事項

別項ノ通り尋問ヲ受クル事

英領ヴィクトリアニ上陸スルモノハ其尋問ヲ英語ニテ返答シ得ル事

- 第一項 番號
- 第二項 姓名
- 第三項 年齢
- 第四項 男女性
- 第五項 既婚未婚
- 第六項 職業

第七項 讀書の能否

第九項 従來の住處

第十一項 目的地

第十三項 旅費支辨者

第十五項 曾つて米國に居住したることありや否

第十六項 目的地にては如何なる知人ありや若しあらば其住所姓名、關係

第十七項 前科の有無

第十九項 職業に關する黙約公約の有無

第二十項 心身の健否

第二十一項 不具の理由

第八項 國籍

第十項 上陸港

第十二項 切符の種類

第十四項 三十弗以上の携帶金ありや否

渡米のしるべ終



# 外海 渡航者洋服特別調進所

弊店は多年海外渡航者諸君の洋服調進を専門の業務と致居り特に米國出稼者者の爲には一種の特別服とも可申仕立及び縞柄色合を選定致したる格好の洋服を極めて安價に調進致すべく候就中御注文者に取て御便利なるは御注文の度々本書(渡米案内)の著者なる相島佐藤兩先生と相談の上渡航の目的に相叶ふべき色合縞柄及び仕立を選定致す事にて大阪市内同業者の數多く候も此便宜を得るは弊店を措て他に一戸も有之間敷と存候間續々御注文なし被下度願上候

大阪市北區老松町浪華橋筋北

木下洋服店

明治三十五年十月五日印刷  
明治三十五年十月十日發行

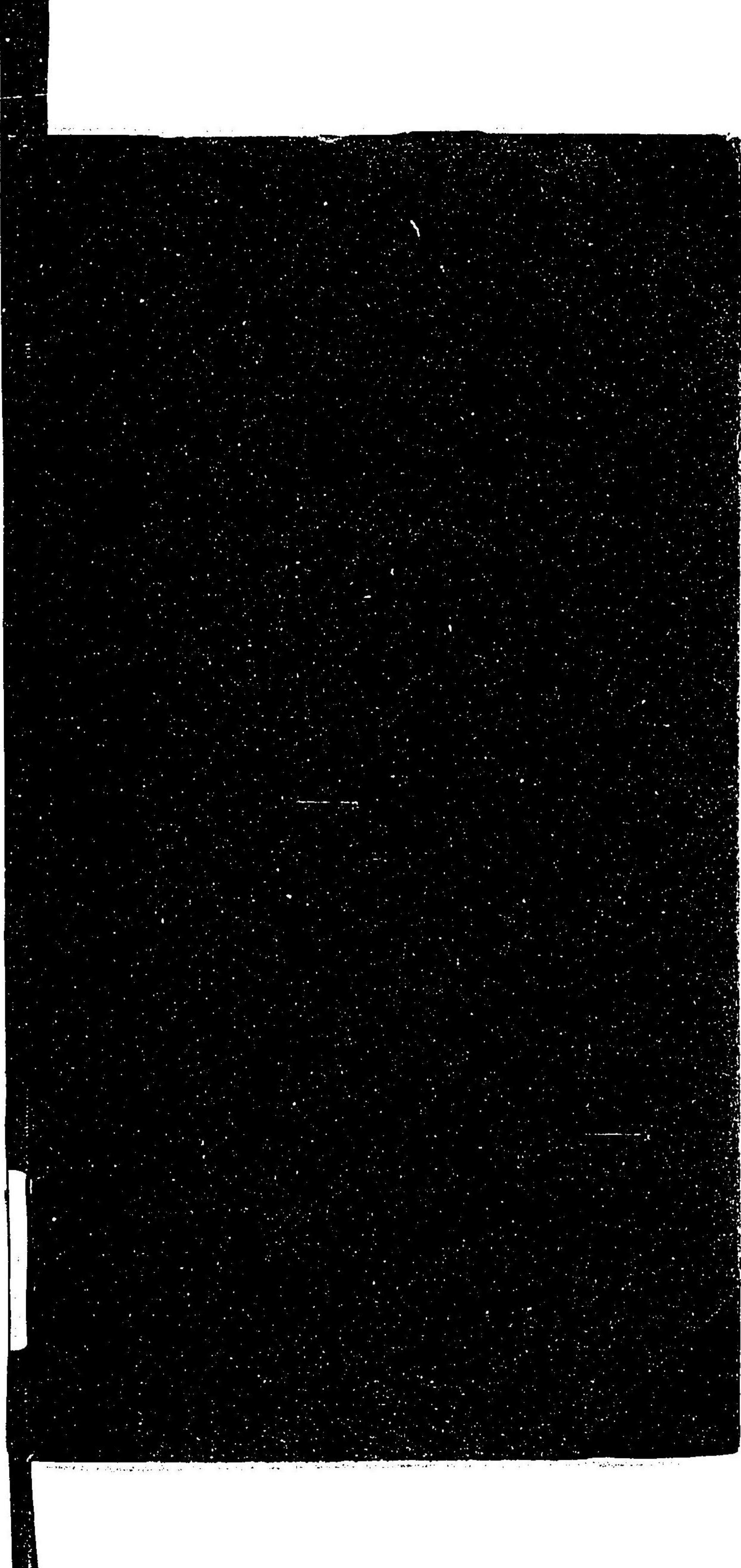
定價金廿五圓

不許複製  
稜萃

著述者 相島勘次郎  
著述者 佐藤政次郎  
發行所 大阪市東區備後町四丁目十九番 岡島眞藏  
印刷者 大阪市東區備後町四丁目十九番 岡島幸治郎  
印刷所 大阪市東區備後町四丁目十九番 岡島眞藏  
發兌元 大阪市東區備後町四丁目十九番 岡島眞藏

7.12.23

96  
77



96

77

026922-000-0

96-77

渡米のしるべ

相島 勸次郎/著

M35

ADG-0042

